

調査の実施計画（結果）

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

イ 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

品目転換実施者	転換元品目		転換先品目		取組内容	事業費（円）			備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
	品目名	栽培面積（a）	品目名	栽培面積（a）		単価	転換面積	社	
〇〇生産部会 （10戸）	輪ギク	1000	ヒマワリ	250	種苗の導入、生産資材の導入（〇〇、〇〇等）	300,000	250	75,000,000	（株）〇〇社から量販店用の花束花材として花束（品種名〇〇）の生産要望があり、要望出荷量相当の面積を転換
農林本部	輪ギク	100	切り枝類	20	種苗の導入、生産資材の導入（〇〇、〇〇等）	300,000	20	6,000,000	輸出を行っている市場業者から〇月～〇月にAケース/月程度の切り枝の栽培要望があり、本事業で栽培実験を行い、具体的な品目を選定する。面積は実験予定の〇〇のAケース/月の出荷量相当の面積
会社									

注）品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は括弧書きで戸数をする。

ウ 品目転換に必要な農業設備等の導入計画（結果）

① 農業設備等の導入の目的や必要性

品目	導入の目的や必要性
ヒマワリ	新規導入品目であり、生産者に栽培経験が無いため、先進産地の〇〇県農業試験場で公表している施設ヒマワリ栽培管理マニュアルに従い、データに基づく適切な栽培環境管理を行う事で品質や収量を安定させる必要がある。このため適切な湿度等管理に必要な管理設備やセンサーを導入する。

② 導入する設備等の内容

導入時期	対象品目	導入する設備等	単価（円）	台数	事業費（円）	うち国費（円）	備考
〇〇年〇月	ヒマワリ	栽培管理機器	250,000	2	500,000	250,000	
〇〇年〇月	ヒマワリ	土壌センサー	100,000	5	500,000	250,000	

注）購入予定の設備等のカタログ等を添付すること  
導入する取組実施者の名前を備考欄に記載すること

エ その他必要な取組計画（結果）

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② 栽培マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

③ 実証試験等の実施

実施時期	実施場所	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

④ PR資料等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

⑤ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

- 添付書類 1. 需要調査等の一部業務を委託した場合は委託契約書の案  
 2. 設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等  
 3. 事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

(削る。)

別紙様式第4-2号  
園芸作物等の先導的取組支援(花き)

(事業実施主体-地方農政局長等)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(花き)  
交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱令和4年12月12日付け4農産第3506  
号)別記1別紙2IVの第9の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したい  
ので届け出ます。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

(削る。)

別紙様式第4-3号  
(園芸作物等の先導的取組支援(花き))

(事業実施主体-地方農政局長等)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援  
(花き)の実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506  
号)別記1別紙2IVの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第4-1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第4-4号  
(園芸作物等の先導的取組支援(花き))

(事業実施主体-地方農政局長等)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(花き)の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2Ⅳの第11の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第4-1号別添2に準ずるものとする。)

## 別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

### 第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

### 第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の(1)の採択要件欄のウ及びIIの3の(1)の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4第1号ウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

## 別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

### 第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

### 第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の(1)の採択要件欄のウ及びIIの3の(1)の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4第1項第3号の麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

## 第5 推進指導

### 1 (略)

2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

### 2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不

## 第5 推進指導

### 1 (略)

2 第2のⅠ及びⅡの対策の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 交付対象事業の公表

第2のⅠ及びⅡの対策について、事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

### 2 不正行為等に対する措置

第2のⅠ及びⅡの対策について、都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

## I 麦・大豆機械導入対策

### 第1 事業実施主体

- 1 (略)
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
  - ①・② (略)
  - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 3～5 (略)

### 第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

## I 麦・大豆機械導入対策

### 第1 事業実施主体

- 1 (略)
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
  - ①・② (略)
  - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 3～5 (略)

### 第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満で

事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

#### 第4 機械等の導入等に係る留意事項

##### 1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者(以下「事業実施主体等」という。)において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) (略)

(5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(6)～(8) (略)

##### 2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

あること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

#### 第4 機械等の導入等に係る留意事項

##### 1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(4) (略)

(5) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(6)～(8) (略)

##### 2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア (略)

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体等負担 (事業費－補助金) / 当該機械等の耐用年数＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

### 3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3) の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第5 実施基準

1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2～5 (略)

ア (略)

イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該機械等の耐用年数＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

### 3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体は、(3) の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第5 実施基準

1 事業実施主体が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2～5 (略)

## 第6 事業実施の手続

1・2 (略)

3 予算額の配分及び事業計画の承認

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 事業の着手

(1)事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体等が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

## 第6 事業実施の手続

1・2 (略)

3 予算額の配分及び事業計画の協議

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 事業の着手

(1)事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

(1) 事業実施主体等は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) (略)

別表 (成果目標の基準)

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等		
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。	
	<u>なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。</u>	
b～f	(略)	

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント
----	------	---------------

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) (略)

別表 (成果目標の基準)

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等		
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。	
b～f	(略)	

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント
----	------	---------------

		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合		(新設)	(新設)	
A	① 作付面 積の拡大	(略)	作付面積が現状よ り3%以上増加。 11%以上・・・10 ポイント 9%以上・・・8 ポイント 7%以上・・・6 ポイント 5%以上・・・4 ポイント 3%以上・・・2 ポイント	A	① 作付面 積の拡大	(略)	(新設)
	② 単収の 増加	(略)	地域平均と比較し た単収が現状より3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント 7ポイント以上・・・ 6ポイント		② 単収の 増加	(略)	(新設)

			<u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</u> <u>10%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)	
④ 団地化率の向上	(略)	<u>団地化率が現状より3ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u>	④ 団地化率の向上	(略)	(新設)	

			<u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	<u>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。</u> <u>6ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>2ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	(新設)	
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u>	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	

		<u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	(新設)
⑧ 労働時間の削減	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・・・・・・</u>	⑧ 労働時間の削減	(略)	(新設)

			<u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>			
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)</u> ……2ポイント			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) (新設)	

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合
A	① 作付面積の拡大	(略)	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10 ポイント 9%以上・・・8 ポイント 7%以上・・・6 ポイント 5%以上・・・4 ポイント 3%以上・・・2 ポイント
	② 単収の増加	(略)	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 作付面積の拡大	(略)	(新設)
	② 単収の増加	(略)	(新設)

			<u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a 又は60kg 当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。</u> <u>10%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)	
④ 団地化率の向上	(略)	<u>団地化率が現状より3ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u>	④ 団地化率の向上	(略)	(新設)	

			<u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	<u>作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。</u> <u>6ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>2ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	(略)	(新設)	
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u>	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	

			<u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>			
⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)	(略)	(新設)	
⑧ 労働時間の削	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以</u>	⑧ 労働時間の削	(略)	(新設)	

	減		<u>上削減。</u> <u>11%以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		減		
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)・・・2ポイント</u>			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑥ (略) (新設)		

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農 業機械を導入する場 合
A	① 単収の 増加	(略)	<u>地域平均と比較し た単収が現状より3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・ 10ポイント 9ポイント以上・・・ 8ポイント 7ポイント以上・・・ 6ポイント 5ポイント以上・・・ 4ポイント 3ポイント以上・・・ 2ポイント</u>
	② 生産コ ストの削 減	(略)	<u>10a又は60kg当 たり生産コスト(物財 費)を現状より2% 以上削減。 10%以上・・・10</u>

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 単収の 増加	(略)	(新設)
	② 生産コ ストの削 減	(略)	(新設)

		<u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
③ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	③ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)
④ 需要に応じた品種転	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の</u>	④ 需要に応じた品種転	(略)	(新設)

	換 (実需者と 播種前契約 を結ぶ場合 選択可)		<u>割合が現状より5ポイント以上増加。</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		換 (実需者と 播種前契約 を結ぶ場合 選択可)		
⑤ 労働時間の削減	(略)	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>	⑤ 労働時間の削減	(略)	(略)	(新設)

B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。)</u>・・・2ポイント</p>
------	---

B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>
------	---

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに 5,000万円以上 10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	(略)	<u>作付面積が現状より3%以上増加。</u> 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		(新設)	(新設)
A	① 作付面積の拡大	(略)	(新設)

		<u>7%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>5%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>3%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
② 単収の増加	(略)	<u>地域平均と比較した単収が現状より3</u> <u>ポイント以上増加。</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	② 単収の増加	(略)	(新設)
③ 生産コストの削減	(略)	<u>10a又は60kg当たり</u> <u>生産コスト(物財</u> <u>費)を現状より2%</u> <u>以上削減。</u> <u>10%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>8%以上・・・8</u>	③ 生産コストの削減	(略)	(新設)

			<u>ポイント</u> <u>6%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>			
④ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	<u>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</u> <u>55ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>44ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>33ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>22ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>11ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>	④ スマート農業技術の導入割合の増加	(略)	(新設)	
⑤ 需要に応じた品種転換(実需者と	(略)	<u>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</u>	⑤ 需要に応じた品種転換(実需者と	(略)	(新設)	

	播種前契約を結ぶ場合 選択可)		<u>22ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>18ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>14ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>		播種前契約を結ぶ場合 選択可)		
	⑥ 労働時間の削減	(略)	<u>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。</u> <u>11%以上・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>7%以上・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3%以上・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>		⑥ 労働時間の削減	(略)	(新設)
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑤ (略)			B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ①～⑤ (略)		

<p>⑥ <u>事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）</u>・・・2ポイント</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 (略)</p> <p>II 麦・大豆生産・加工施設整備対策</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 対象地域 主たる受益地は、原則として、<u>農業振興地域</u>及び生産緑地とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 上限事業費 事業実施計画当たりの上限要望額は<u>15億円</u>とする。 ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合には、事業実施計画当たりの上限要望額を5億円とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 事業実施期間 事業実施期間は、交付決定の日から<u>令和6年</u>3月31日までとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 整備事業の実施に係る留意点</p>	<p>3 (略)</p> <p>II 麦・大豆生産・加工施設整備対策</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 対象地域 主たる受益地は、原則として、<u>農用地区域</u>及び生産緑地とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 上限事業費 事業実施計画当たりの上限要望額は<u>20億円</u>とする。 ただし、食品製造事業者が農産物処理加工施設を整備する場合には、事業実施計画当たりの上限要望額を5億円とする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 事業実施期間 事業実施期間は、交付決定の日から<u>令和5年</u>3月31日までとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 整備事業の実施に係る留意点</p>

(1) ~ (5) (略)

(6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

(7) (略)

(8) (略)

ア～カ (略)

(9) (略)

(10) (略)

ア・イ (略)

(11) (略)

(12) (略)

ア～ウ (略)

(13) 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確

(1) ~ (5) (略)

(6) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

(7) (略)

オ (略)

(ア) ~ (カ) (略)

カ (略)

キ (略)

(ア)・(イ) (略)

ク (略)

ケ (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

コ 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出し

認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、国産水準GAPガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。

(削る。)

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設及び農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(15) ～ (18) (略)

## 12 施設の管理運営

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者に対し、適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

て確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインの取組事項の内容を含むものとする。

サ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

ス～タ (略)

## 12 施設の管理運営

(1)・(2) (略)

(3) 指導監督

都道府県知事は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(新設)

## 第2 成果目標

### 1 (略)

### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

## 第4 事業実施の手続

### 1・2 (略)

### 3 事業の着手

#### (1) (略)

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第7 事業の評価

### 1・2 (略)

## 第2 成果目標

### 1 (略)

### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合は事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

## 第4 事業実施の手続

### 1・2 (略)

### 3 事業の着手

#### (1) (略)

(2) (1) のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合には、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1) のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第7 事業の評価

### 1・2 (略)

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の1に準じて行うものとする。

別添1

麦・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

(略)

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第6の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅱ－6号に定める改善計画を報告させるとともに、第6の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合又は処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

別添1

麦・大豆生産・加工施設整備対策の施設の基準

(略)

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	(略)
乾燥調製施設 (略)	(略)
穀類乾燥調製貯蔵施設(略)	(略)
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</li> <li>・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農業振興地域</u>及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul>
加工施設	(略)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	

施設等	補助対象基準
産地基幹施設整備	(略)
乾燥調製施設 (略)	(略)
穀類乾燥調製貯蔵施設 (略)	(略)
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 <u>なお、麦、大豆及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</u></li> <li>・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農用地区域</u>及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul>
加工施設	(略)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・「貯蔵施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、麦は含まないものとする。</li> <li>・大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される大豆はこの限りではない。</li> <li>・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	
貯蔵施設	
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</li> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	(略)

(新設)	(新設)
(新設)	
(新設)	(新設)
(新設)	
(新設)	
種子種苗生産関連施設	(略)

別添 2

麦・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 (略)

大豆	5・6	(略)	(略)
	7	<p>・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合</p> <p>・・・・・・・・・・6ポイント</p>
	8	(略)	(略)

別添 2

麦・大豆生産・加工施設整備対策の配分基準について

1 (略)

大豆	5・6	(略)	(略)
	7	<p>・10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略、農業新技術20XX又は最新農業技術・品種20XXに記載されている大豆生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つに3年以上取り組んでいる場合</p> <p>・・・・・・・・・・3ポイント</p>
	8	(略)	(略)

麦及び大豆	9	（略）	（略）
	10	（略）	（略）
	11	<p>・生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）を2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>（※1）単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。</p> <p>（※2）共同利用施設の運営コストとする。</p>	<p>・生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
	12	<p>・販売額又は所得額（※）を2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>（※）原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p>	<p>・販売額又は所得額（※）について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
麦及び大豆の種子	13	<p>・労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上・・・・・・・・20ポイント 8%以上・・・・・・・・16ポイント 6%以上・・・・・・・・12ポイント 4%以上・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・10ポイント 6%以上下回る・・・・・・・・8ポイント 2%以上下回る・・・・・・・・6ポイント</p>
	14～23	（略）	（略）

2 （略）

### Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

#### 第1 事業実施主体

（略）

1 （略）

（1）（略）

（2）ストックセンター及びその附帯設備並びにストックセンタ

麦及び大豆	9	（略）	（略）
	10	（略）	（略）
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
麦及び大豆の種子	11	（略）	（略）
	11～20	（略）	（略）

2 （略）

### Ⅲ 麦・大豆ストックセンター整備対策

#### 第1 事業実施主体

（略）

1 （略）

（1）（略）

（2）ストックセンター及びその附帯設備並びにストックセンタ

一の整備と一体的に整備される処理加工施設又は乾燥調製施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。

(3) ～ (6) (略)

2 (略)

### 第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－1号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の配分基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

(略)

### 第4 事業の内容等

#### 1 成果目標

成果目標は、採択時において、別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めたとおりとする。

#### 2 採択基準

(削る。)

一の整備と一体的に整備される処理加工施設又は処理加工施設（以下「ストックセンター等」という。）の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。

(3) ～ (6) (略)

2 (略)

### 第3 事業実施計画の基準

別紙様式第Ⅲ－1号による事業実施計画には、事業の目的・効果、整備するストックセンターの収集範囲（地区）、整備内容、事業費、計画の採択基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産麦・大豆を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

(略)

### 第4 事業の内容等

#### 1 成果目標

成果目標は、採択時において、別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めたとおりとする。

#### 2 採択基準

事業実施主体の選定に当たっては、地方農政局等において申請者から提出された申請書類の適正性を審査し、別添1の採択基準に基づき採点を行い、最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請が複数あった場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとする。

(1) 農産局長は、予算の範囲内で別添1の配分基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。 (新設)

(2) 予算配分に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、別添1により算出したポイントの合計が15ポイント以上の事業計画を採択するものとする。 (新設)

(3) (1)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。 (新設)

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、80%を下限とする範囲内で採択できるものとする。

(4) 各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。 (新設)

(5) 採択となった事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業計画で要望することはできないものとする。 (新設)

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

### 3 スtockセンター等の補助対象基準

(1) ~ (3) (略)

(4) スtockセンター等の整備に当たっては、都道府県知事は、国産麦・大豆の安定供給に資するものとなるよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

### 3 スtockセンター等の補助対象基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 地方農政局長等は、第9による事業の評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入したstockセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効果的に運用されていない

(5) (略)

(6) スtockセンター等の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、助成の対象外とするものとする。

(7) スtockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。

(削る。)

(8) 都道府県は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(9) Stockセンター等の利用料金については、原則としてStockセンター等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

(10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第9の1の事業実施状況報告の提

と判断される場合にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

(5) (略)

(6) スtockセンター等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、補助の対象外とするものとする。

(7) スtockセンター等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。

(8) Stockセンター等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(9) 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備するStockセンター等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(新設)

(10) 本対策によりStockセンター等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該Stockセンター等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第8の1の事業実施状況報告の提

出にあわせて、共済制度等加入資料を都道府県知事に提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～ウ (略)

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のIの第5を準用するものとする。

- (13)・(14) (略)

#### 4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

#### 5 上限要望額

事業実施計画当たりの上限要望額は10億円とする。

ただし、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る上限要望額は1億円とする。

出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。以下「改修等」という。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア～ウ (略)

- (12) 本対策の補助対象経費や事務手続については、本要綱によるほか、麦・大豆保管施設整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い(令和3年12月20日付け3農産第2236号農林水産省農産局長通知)を準用するものとする。

- (13)・(14) (略)

#### 4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

#### 5 補助金の上限額

補助金の上限額は1計画当たり10億円とする。

なお、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設又は乾燥調製施設の整備に係る補助金の上限額は1億円とする。

## 6 補助率

補助率は、本要綱別表1のⅡの3の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

## 7 留意事項

(1)～(3) (略)

### (4) 施設の管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

#### ウ 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、ストックセン

(新設)

## 6 留意事項

(1)～(3) (略)

### (4) 管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備したストックセンター等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

ストックセンター等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体がストックセンター等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって地方農政局長等が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合はストックセンター等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、ストックセ

ター等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) (略)

第7 事業実施の手続

1 事業計画の作成及び協議

(1) 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第Ⅲ－2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

(4) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、当該都道府県計画に含まれている事業計画を承認するものとする。

2 事業計画の審査基準

ンター等の管理運営、処分等において適切な措置を講ずるよう、指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本対策により整備したストックセンター等には、本対策名等を表示するものとする。

(5) (略)

第7 事業実施の手続

(新設)

1 事業実施主体は、別紙様式第Ⅲ－1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に申請し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を終了したものとみなす。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。

イ 国産麦・大豆の安定供給に係る取組であること。

ウ 別添1の配分基準の要件を満たしていること。

エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。

(2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業実施計画について、別添1の配分基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

(削る。)

### 3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合

2 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更を行う場合には、1に準じた手続を行うものとする。

3 交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第Ⅲ-2号により地方農政局長等に提出するものとする。

(新設)

にあつては、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

#### 第8 助成金の返納

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

#### 第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標(別添1の配分基準の表の区分の欄の①及び②の配分基準で定めた目標)の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画(安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間)の達成状況について、翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ-4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量

(新設)

(新設)

#### 第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から成果目標(別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めた目標)の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画(安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間)の達成状況について、翌年度の6月末までに、別紙様式第Ⅲ-3号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している麦又は大豆を放出した場合は、その判断理由、販売先、数量

等を記載することとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合には、別紙様式第Ⅲ－5号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等は、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況に係る報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第10 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の7月末日までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅲ

等を記載することとする。

2 地方農政局長等は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

(新設)

3 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第9 事業の評価

1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第Ⅲ－4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の6月末までに自ら評価を行い、別紙様式第Ⅲ－4号により地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく内容を点検評価するとともに、関係部局で構成す

－ 5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第9の1と併せて7月末日までに別紙様式第Ⅲ－6号に定める改善計画を提出させるとともに、第9の2と併せて8月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、点検評価を実施した結果、本事業において導入したストックセンター等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業計画の目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、4の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第7の1に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

(2) (略)

4 地方農政局長等は、2及び3により報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等を評価し、評価

る検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して別紙様式第Ⅲ－5号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあって、事業実施主体から成果目標の変更又は改善計画が提出され、地方農政局長等が妥当と判断した場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、本要綱第6に定める変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) (略)

(新設)

結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、都道府県知事に対し指導を行うものとする。

5 地方農政局長等は、2及び3により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、4の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

6 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する事業実施主体を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。  
(削る。)

(削る。)

(削る。)

(新設)

(新設)

(新設)

4 国は、本対策の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

5 国は、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、指導するものとする。

#### 第10 推進指導

国は、本対策の適正かつ効果的な推進のため、本対策の実施についての推進指導を行い、本事業の円滑な実施を図るものとする。

#### 第11 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体が、本対策の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主

## 第11 その他

事業実施主体は、農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

### 別添1 ストックセンター整備対策の配分基準について

1 下表の区分①から⑤までの合計によりポイントを算出するものとする。また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

(略)

体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

## 第12 その他

農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

### 別添1 採択基準

下表の区分①から⑤までの合計ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本対策の交付等要綱に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

(略)

区 分	評価項目	配分基準	ポイント
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの安定供給を目的とした目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)/保管量(t))	(略) ..... (略)	(略) ..... (略)
④ (略)	(略)	(略)	(略)
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・ (略) ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ・本事業により整備するストックセンターにおいて、事業実施主体のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量の5%以上について2か年以上の長期保管を行う場合。			3

(配分基準の算定に当たっての注意事項)

(略)

## 2 重点品目加算ポイント

食料安全保障の観点から国産シェアの拡大を推進する必要がある品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、1に定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

重点品目 (小麦、大豆)	準重点品目 (二条大麦、六条大麦、はだか麦)
10ポイント	5ポイント

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち

区 分	評価項目	採択基準	ポイント
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③保管効率	・本事業により整備するストックセンターの目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)/保管量(t))	(略) ..... (略)	(略) ..... (略)
④ (略)	(略)	(略)	(略)
加算ポイント			
⑤以下のいずれかに該当する場合 ・ (略) ・事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合 (新設)			3

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

(略)

(新設)

最大のポイントを加算するものとする。

別紙様式第 I — 1 号別添

第 2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 (略)

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等  
(作付面積、単収、団地化率等)

品目	現状 (○年度)						目標年度 (○年度)						備考	
	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)		団地化率 (%)
一般	小麦	0					0							
	大麦・はだか麦	0					0							
	大豆	0					0							
種子	小麦	0					0							
	大麦・はだか麦	0					0							
	大豆	0					0							

注：団地化の基準面積については、都道府県事業計画総括表第 1 に記載された面積とし、備考欄に記載するものとする。

(削る。)

(主な作付体系) (略)

4 (略)

第 3 事業の成果目標

別紙様式第 I — 1 号別添

第 2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 (略)

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等  
(作付面積、単収、団地化率等)

品目	現状 (○年度)						取組後 (○年度)						備考	
	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)		団地化率 (%)
一般	小麦													
	大麦・はだか麦													
	大豆													
種子	小麦													
	大麦・はだか麦													
	大豆													

注 1：団地化の基準面積については、都道府県によって定められた面積とし、備考欄に記載するものとする。

注 2：「取組後」の欄には、原則、目標年度における数値を記載するものとする。

(主な作付体系) (略)

4 (略)

第 3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地  ※どちらか記載

成果目標 (品目: 小麦)							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A		
加算2	#N/A				#N/A		
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt; ※要件を満たすことがわかる内容等に記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)</p>							

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地  ※どちらか記載

(1-1) 小麦の成果目標 (水田、畑地) ※いずれかに○

成果目標 (品目: 小麦)							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算 <input type="checkbox"/></p>							

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標 (水田、畑地) ※いずれかに○

○

成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A	/	
加算2	#N/A						
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt;※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）</p>							

(1-3) 大豆の成果目標

水田、畑地  ※どちらか記載

成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度	目標〇年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
A	#N/A						
加算1	#N/A	/			#N/A	/	
加算2	#N/A						
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt;※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）</p>							

(1-4) 種子の成果目標

成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算 <input type="checkbox"/></p>							

(1-3) 大豆の成果目標（水田、畑地）※いずれかに○

成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
A							
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>							
<p>加算 <input type="checkbox"/></p>							

(1-4) 種子の成果目標

成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状○年度	目標○年度	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)	(単位)				
	#N/A						
	#N/A						
	#N/A						
平均					#DIV/0!		
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。							

注1：「現状○年度」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2・注3（略）

注4：別表で定める加算ポイントのうち、1（1）及び（2）の加算ポイント③又は⑦、2（1）及び（2）の加算ポイント②又は⑥を選択し、該当する計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、特定区域を設定した基本計画又は地域計画）を策定済みの場合は、当該計画を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標	現状	目標	増減又は割合 (単位)	ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(年度)	(年度)				
-							
<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。							

注1：「現状」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2・注3（略）

注4：「加算」の欄には、区分Bを選択した場合に限り、選択した項目の内容（計画を含む。）を記入し、必要に応じて参考資料を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

小麦	区分Aのポイント 0	+	区分Bのポイント #N/A ( 0 ) ( 0 )	=	ポイント合計 #N/A
大麦・はだか麦	区分Aのポイント 0	+	区分Bのポイント #N/A ( 0 ) ( 0 )	=	ポイント合計 #N/A
大豆	区分Aのポイント 0	+	区分Bのポイント #N/A ( 0 ) ( 0 )	=	ポイント合計 #N/A
種子	ポイント #DIV/0!			=	ポイント合計 #DIV/0!
					本事業計画の ポイント

注1：区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑦（畑地における加算については①～⑥）の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2（略）

(3) (略)

別紙様式第I—1号別添（機械整備等明細）

導入・改良用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体(事業実施者)

(削る。)

小麦	区分Aのポイント	+	区分Bのポイント ( )	=	ポイント合計 0
大麦・はだか麦	区分Aのポイント	+	区分Bのポイント ( )	=	ポイント合計 0
大豆	区分Aのポイント	+	区分Bのポイント ( )	=	ポイント合計 0
種子	ポイント			=	ポイント合計 0
					本事業計画の ポイント

注1：区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑥（畑地における加算については①～⑤）の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。

注2（略）

(3) (略)

別紙様式第I—1号別添（機械整備等明細）

導入・改良用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体(事業実施者)

ア 対象機械

(削る。)

対象作物	対象機械名	仕様 製造会社名 型式	台数	機械等管理者	保管・設置場所	備考

#### イ 機械等を導入又は改良する場合の対象機械の決定の根拠

購入価格・改良に要する費用 (消費税込み)(円)	機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「購入価格又は改良に要する費用（消費税込み）（円）」の欄には、業者から取った見積価格（原則3者以上から見積り）等を記入すること。

なお、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注2：「機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械等の能力を決定（導入又は改良する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入することし、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注3：本様式は、導入する機械等ごとに作成すること。

(削る。)

#### ウ 機械等の納入業者の選定方法

選定方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札・指名競争入札・見積り合せ		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合に記入すること。

機械等の購入又は改良内容の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外の 選定方式の場合、そ の理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格又は改良に要 する費用(税抜)	(円)
購入価格又は改良に要 する費用(税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格又は改良に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等

エ 機械等の購入価格の詳細

対象 機 械 等	機種等名	型式名	数量	台
	対象作物	利用規模		
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)			
	購入価格(消費税抜き)	①		(円)
購入価格(消費税込み)	②		(円)	
国庫補助金	③		(円)	
購入物件保管場所				
備考				

(新設)

(新設)

により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3：「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格（税抜）×1/2以内の額を記入すること。

注4：「備考」の欄には、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、本事業の実施に当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号（購入）」欄に連番を付すこと。

リース導入用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体（事業実施者）

（削る。）

注1：「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で②×1/2以内の額を記入すること。

注2：「備考」の欄には、本事業の実施に伴って下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、本事業の実施に当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注3：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、機械ごとに記入すること。

リース導入用

生産拡大に向けた機械・施設の導入等（明細書）

事業実施主体（事業実施者）

ア リース内容

(削る。)

(削る。)

(削る。)

機械等のリース料等の詳細

対象作物	対象機械等	仕様 製造会社名 型式	台数	機械等管理者	保管・設置場所	備考

イ 機械等をリースする場合の対象機械等の決定の根拠

機械等名	リース物件価格 (円)	リース導入する機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、業者から取った見積価格（原則3者以上から見積）等を記入すること。

注2：「リース導入する機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械等の能力を決定（導入する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入することとし、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

ウ リース機械等の納入業者の選定方法

指定業者選定の考え方	備考

エ リース事業者の選定方法

リース事業者選定方法	備考

オ 機械等のリース料等

機械番号(リース)	
機械名	
製造会社名、型式	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)	
リース期間	
機械の選定理由及び規模決定の根拠	
機械等納入業者又はリース事業者の選定方式	
一般競争入札以外の選定方式の場合、その理由	
機械管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得予定価格(税抜) ①	(円)
リース期間終了後の残存価格(税抜) ②	(円)
リース料助成申請額 ③	(円)
リース諸費用(税抜) ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担リース料(税込) ①-②-③+④+⑤	(円)
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

また、機械等をけん引するためのトラクターを導入する場合は、導入するトラクターの規格が導入を予定する機械等に対して適切なものであること、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であることが分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入するこ

機種等名		型式名		数量	台
対象作物		利用規模			
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)					
リース期間	開始月～終了月(※1)	年 月	～	年 月	備考
	リース借受日から〇年間(※2)			(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①			(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②			(円)	
リース料助成申請額	③			(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④			(円)	
消費税	⑤			(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤				(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。					
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内					
II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内					

(新設)

(新設)

と。

注3：「リース期間」の欄は、リース期間（年月）もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4：「リース助成申請額」の欄には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格－残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。

また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6：機種・型式の違う複数の農業機械をリース導入する場合は、表を追加し、「機械番号（リース）」欄に連番を付すこと。

別紙様式第I-3号（第6の5関係）

（削除）

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注1 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

注2 事業実施者が届け出る場合は、事業実施主体を事業実施者にすること。

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

（新設）

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。

別紙様式第I-3号（第6の5関係）

※ 事業実施主体が都道府県の場合は、宛名を農政局長等にし、差出人名を都道府県知事にすること。

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

（新設）

（新設）

別紙様式第 I — 4 号別添

第 2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：大豆）							
区分	成果目標	水田	畑地	※いずれかに○			
		現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
A							
成果目標（品目：種子）							
品目	成果目標	現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考

注（略）

別紙様式第 I — 4 号別添

第 2 事業の実施状況

成果目標（品目：小麦）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：大麦・はだか麦）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：大豆）（水田、畑地）※いずれかに○							
区分	成果目標	現状	目標	実績	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)			
A							
成果目標（品目：種子）							
区分	成果目標	現状 (令和○年度)	目標 (令和○年度)	実績 (令和○年度)	達成率（%）	実績値が目標に達していない 場合はその理由	備考
-							

注（略）

別紙様式第Ⅱ－１号（第４の１の（１）関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－１号別添

第３ 添付資料

別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

① 麦・大豆国産化プラン、② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③ 費用対効果分析、④ 施設の規模算定根拠、⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥ 位置、配置図、平面図、

⑦ 施設の管理運営規程、⑧ 収支計画、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

別紙様式第Ⅱ－１号（第４の１関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－１号別添

第３ 添付資料

別紙１及び次に掲げる資料を添付すること。

① 麦・大豆国産化プラン、② 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、③ 費用対効果分析、④ 施設の規模算定根拠、⑤ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥ 位置、配置図、平面図、

⑦ 施設の管理運営規程、⑧ 収支計画、⑨ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑩ その他都道

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１の（２）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－２号別添

産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）

都道府県事業計画書

（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

（略）

第１ 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）（略）

（達成状況等）（略）

（注１）・（２）（略）

府県知事が必要と認める資料 等

別紙様式第Ⅱ－２号（第４の１関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第４の１の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅱ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅱ－２号別添

産地生産基盤パワーアップ事業  
都道府県事業計画書（麦・大豆生産・加工施設整備対策）

（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

（略）

第１ 事業計画（実績）

（成果目標、事業内容、総事業費）（略）

（達成状況等）（略）

（注１）・（２）（略）

(削る。)

(注3) (略)

別紙様式第Ⅱ-3号 (第4の3の(1)関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆生産・加工施設整備対  
策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 (令和4年12月12日付け4農産第3506号) 別  
記1別紙3のⅡの第4の3の(1)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に  
着手したいので届け出ます。

(略)

(注3)「目標数値決定の考え方」の欄には、目標数値の決定にあ  
たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、  
具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をど  
れだけ達成できるのかを記入すること。

(注4) (略)

別紙様式第Ⅱ-3号 (第4の3関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業 (麦・大豆生産・加工施設整備対  
策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 (令和4年12月12日付け4農産第3506号) 別記  
1別紙3のⅡの第4の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したい  
ので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅱ－４号（第６の１、第７の１関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙３のⅡの第６の１の規定（及び第７の１）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－４号（第６の１、第７の１関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3596号）別記１別紙３のⅡの第６の１の規定（並びに第７の１）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－１号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－５号（第6の2、第7の2関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第6の2（及び第7の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－2号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－５号（第6の2、第7の2関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅡの第6の2（並びに第7の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅱ－2号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅱ－6号（第7の3関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策）で  
取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対  
策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られ  
るよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1・2 （略）

3 施設の利用の実績及び改善計画  
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施  
状況報告書の写しを添付すること。）

4 （略）

別紙様式第Ⅱ－6号（第7の3関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等の  
利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等  
について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施するこ  
ととするので、報告します。

記

1・2 （略）

3 施設の利用の実績及び改善計画  
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定  
める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4 （略）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	3年 目 (年)	改善 計 画 策 定 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	改善 目 標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	3年 目 (年)	改善 計 画 策 定 (年)	1年 目 (年)	2年 目 (年)	改善 目 標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

別紙様式第Ⅲ－1号（第7の1の（1）関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対  
策）の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備  
対策）を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12  
月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（1）の規定に基づき、関係  
書類を添えて（変更）承認申請する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－1号別添の事業実施計画書を添付すること。

（新設）

1 対象作物・事業実施年度・目標年度				
対象作物名	事業実施年度	令和5年度	目標年度	令和7年度

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

産地生産基盤パワーアップ事業  
(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和5年度

事業実施主体名：

所在地：

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)

事業実施計画書  
(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施主体の情報

事業実施主体名	代表者氏名	電話番号
住所		

(注) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

事業実施主体の概要(略)

2 (略)

3 整備するストックセンターの収集範囲(地区)

(1) (略)

別紙様式第三-1号別添

産地生産基盤パワーアップ事業  
(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
事業実施計画書

(事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： 令和4年度

事業実施主体名：

所在地：

(新設)

事業実施主体の名称

事業実施主体の概要(略)

1 対象作物・事業実施年度・目標年度

対象作物名	事業実施年度	令和4年度	目標年度	令和6年度
-------	--------	-------	------	-------

(注) 対象作物名は、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆の別で記載してください。

2 (略)

3 整備するストックセンターの収集範囲(地区)

(1) (略)

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)
栽培面積計		ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
収穫量計		ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
販売量計		ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 別紙様式第三-4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

## 4・5 (略)

### 6 計画の配分基準

補助対象経費①	千円	補助金額②	千円
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量③ <sup>(注1)</sup>			ト
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量(目標年度)④			ト
整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした保管数量⑤ <sup>(注2)</sup>			ト
事業実施主体の対象作物の取扱数量⑥ <sup>(注3)</sup>			ト
配分基準1 (④/③-1) <sup>(注4)</sup>			%
配分基準2 (⑤/⑥) <sup>(注5)</sup>			%
配分基準3 (①/⑤)	円/ト	定置設備の導入	円/ト
配分基準4			社

(注1) 配分基準1~4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①~④のとおりです。

(注2) 配分基準4の欄は、(別表)安定供給計画の2と整合させてください。

## ○添付書類 (略)

### (別表) 安定供給計画

#### 1 ストックセンターの保管量の計画

		令和4年度 (事業実施前年度)	令和5年度 (事業実施年度)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (目標年度)	令和8年度 (4年目)	令和9年度 ((安定供給を目的とした目標年度))
保管量計(各年度の〇月時点)		ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

## 2~4 (略)

(2) 整備するストックセンターに出荷する農業者の国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画

		令和3年度 (事業実施前年度)	令和4年度 (事業実施年度)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (目標年度)
栽培面積計		ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
作物名:	品種名:	ha	ha	ha	ha
収穫量計		ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
販売量計		ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト

(注1) 記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。

(注2) 別紙様式第三-3号及び別紙様式第三-4号に添付する場合は、報告年度までの実績を記載すること。

## 4・5 (略)

### 6 計画の配分基準

補助対象経費①	千円	補助金額②	千円
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量③ <sup>(注1)</sup>			ト
整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量(目標年度)④			ト
整備するストックセンターにおける安定供給を目的とした保管数量⑤ <sup>(注2)</sup>			ト
事業実施主体の対象作物の取扱数量⑥ <sup>(注3)</sup>			ト
配分基準1 (④/③-1) <sup>(注4)</sup>			%
配分基準2 (⑤/⑥) <sup>(注5)</sup>			%
配分基準3 (①/⑤)	円/ト	定置設備の導入	円/ト
配分基準4			社

(注1) 配分基準1~4は、別添1の配分基準の表の区分の欄の①~④のとおりです。

(注2) 配分基準4の欄は、(別表)安定供給計画の2と整合させてください。

## ○添付書類 (略)

### (別表) 安定供給計画

#### 1 ストックセンターの保管量の計画

		令和3年度 (事業実施前年度)	令和4年度 (事業実施年度)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	令和7年度 (4年目)	令和8年度 (目標年度)
保管量計(各年度の〇月時点)		ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト
作物名:	品種名:	ト	ト	ト	ト	ト	ト

(注) 記入欄が足りない場合は追加してください。

## 2~4 (略)

別紙様式第Ⅲ－２号（第7の1の（2）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－２号別添の都道府県事業計画書を添付すること。

別紙様式第Ⅲ－１号（第7の1関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の事業実施計画の（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）関係書類として、別紙様式第Ⅲ－１号別添の事業実施計画書を添付すること。

担当者：  
所 属：  
氏 名：  
連絡先：  
E-mail：

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
都道府県事業計画書  
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇年度

都道府県名 〇〇

産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
都道府県事業計画書  
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

都道府県名 \_\_\_\_\_

発着 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

第1 事業計画(実績)

(収支目録、事業内容、総事業費)

事業実施主体 名	対象作物 品名	品目 区分	取組内容	取組期間 (月)	取組回数 (回)	取組面積 (ha)	取組単価 (円/ha)	取組総額 (万円)	取組内容				完了 年月日	備考	
									1. 施設整備	2. 機械整備	3. 研修	4. その他			
			対象作物の収穫量												
			収支目録を目的とした収支計算												
総事業費(総事業費、市町村)															
			対象作物の収穫量												
			収支目録を目的とした収支計算												
総事業費(総事業費、市町村)															
社															
社															
会社															

(注) 交付金が複数ある場合は、交付金ごとに区分して記入し、交付金を複数欄に記入すること。

(達成状況等)

事業実施主体 名	地区名	対象作物 品名	取組期間 の検証方法	成果目標 の達成状況	事業実施 主体の評価	都道府県 の評価	備考	目標の実現可能性

(注1) 「現状値」の欄には、原則、取組の前年度とし、取組の前半年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3カ年の平均と比較するなど、対比的に説明可能な方法を選択することとしても構わないものとする。

(注2) 「事後評価の検証方法」の欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。

(新設)

(新設)

(3) 収入予算（又は精算）

a 収入の部					
	本年度予算額 （上は本年度予算額）	前年度予算額 （上は前年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
1. 国庫補助金					
2. その他					
合計					

b 支出の部					
	本年度予算額 （上は本年度予算額）	前年度予算額 （上は前年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
総務費					
合計					

〔融資内容〕

事業実施主体名	事業概要	融資内容				
		金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
					年	年
					年	年
					年	年
					年	年

〔注〕 整備する施設を担保に債し、金融機関から融資を受ける場合に記載すること。

第2 返済書類

別紙1 費・大町地区のプラン及び事業実施計画書（別紙整備事業の明細書を含む。）のほか、次に掲げる資料を添付すること。

① 施設の建設決定経緯及び用地取得の経緯書、② 計画、事業費の精算（継続投資）、その他地方自治法が定める書類を添付すること。

第3 事業の完了予定年月日 令和〇年 〇 月 〇 日

別紙1 都道府県附帯事務費の内訳表

〔目〕 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

〔目〕 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

（都道府県名：）

区 分	金額（千円）	内 訳	
		内 訳	内 訳
旅費			
		普通旅費	
		日給旅費	
		委員等旅費	
小計			
賃金			
共済費			
給償費		謝金	
費用費			
		消耗品費	
		燃料費	
		倉庫費	
		印刷製本費	
		修繕費	
小計			
役務費		通信運搬費	
使用料及び賃借料			
備品購入費			
市町村附帯業務費			
合 計			

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する（目）ごとに作成すること。

(新設)

別紙様式第Ⅲ-3号 (第7の3の(1)関係)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙3のⅢの第7の3の(1)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅲ-2号(第7の3関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙3のⅢの第7の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

(略)

別紙様式第Ⅲ－４号（第9の1、第10の1関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対  
策）の事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別  
記1別紙3のⅢの第9の1（及び第10の1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出しま  
す。

記

（注）関係書類として、事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－1号別添に準ずるものとする。

（新設）

別紙様式第Ⅲ－5号（第9の2、第10の2関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）の都道府県事業実施状況報告書（兼評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第9の2（及び第10の2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注）関係書類として、都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－2号別添に準ずるものとする。

別紙様式第Ⅲ－3号（第8の1関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙3のⅢの第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）関係書類として、事業実施状況報告書を添付すること。  
なお、様式は、別紙様式第Ⅲ－1号別添に準ずるものとする。

(削る。)

別紙様式第Ⅲ-4号(第9の1関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(麦・大豆ストックセンター整備対策)  
の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別  
紙3のⅢの第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(注)関係書類として、評価報告書を添付すること。

なお、様式は、別紙様式第Ⅲ-1号別添に準ずるものとする。

別紙様式第三－6号（第10の3関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）  
で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備  
対策）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図ら  
れるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1～3 （略）

別紙様式第三－5号（第9の3関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対  
策）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆ストックセンター整備対策）で  
取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の  
改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1～3 （略）

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

(削る。)	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
整備事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(削る。)

4. 改善方策

(目標の達成に向けた必要な方策を、事業内容の見直しを含め、具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

## 別紙4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

### 第1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工・消費のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

### 第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

(削る。)

#### I サプライチェーン強靱化支援

##### 1 加工・業務用野菜産地育成推進

###### (1) サプライチェーン構築支援

###### (2) 生産体制合理化実践支援

##### 2 流通体制合理化整備事業

##### 3 野菜加工施設整備事業

(削る。)

#### II 需要拡大支援

## 別紙4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

### 第1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、生産体制の合理化、出荷作業及び流通の合理化等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

### 第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

#### I 生産・流通支援

(新設)

#### II 大型加工施設整備

(新設)

(削る。)

## I 生産・流通支援

### 第1 事業実施主体

事業実施主体は、以下の1に掲げる者とし、2及び3に定める要件を満たすものとする。

#### 1 事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業団体

(6) 農業者の組織する団体

#### 2 事業実施主体は、受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

#### 3 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

### 第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

#### 1 出荷作業合理化実践支援

##### (1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要となる集出荷貯蔵施設の整備。ただし、11型プラスチックパレットの導入に必要な以下の取組に限る。

ア 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

イ パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

補助率は、1/2以内とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表2に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業

を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替と

して、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

キ 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要領に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

ケ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（エ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

コ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場

合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

サ 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

## 2 生産体制合理化実践推進支援

### (1) 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入。

### (2) 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

### (3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

イ 次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

(4) 補助率等

ア 本事業の補助率は、1 / 2以内とする。

イ 1事業計画当たりの補助限度額は5千万円とする。

(5) 補助要件

ア 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

イ 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

ウ 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

(6) 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

ア 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円以上であるものとする。

イ 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の（ア）及び（イ）の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

ウ 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

エ 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

（ア）トラクター

（イ）農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

（ウ）中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切

り捨てる。)が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。)

(エ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

#### オ 利用条件

(ア) 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

(イ) 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

(ウ) 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

(エ) 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

#### カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料が（9）により決定されたものであること。

(イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。)以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

(9) リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者(以下「機械等納入事業者」という。)を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(10) 補助金の支払申請に係る書類

ア 事業実施主体は、(9)の入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、(6)に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(11) スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(12) 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してコンバイン等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

### 3 新素材活用生産資材の導入

#### (1) 事業の取組内容

事業実施主体は、ア、イのいずれか若しくはア、イの両方に取り組むことができる。

ア 受益農業従事者による野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入の支援

イ 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信に係る取組

(2) 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

(3) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア 生分解性マルチ導入の取組

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額

イ 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信

生分解性マルチの普及・定着を図るため、導入による効果やそれを活かした地域の取組等を周知するため、チラシ等の作成、ホームページやセミナー等による情報発信に必要な経費

ウ 次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

(4) 補助率等

ア 本事業の補助率は、(1)のアは定額(1/2相当)、(1)

イは定額

とする。

イ 1 事業計画当たりの補助限度額は、(1) のア若しくは(1) のア、イの両方に取り組む場合は2千5百万円(ただし、イの取組については50万円を上限とする。)、(1) のイのみ取り組む場合は50万円とする。

ウ 生分解性マルチ導入の補助金の額の算定方法

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額については、次に定めるマルチの規格(幅)別の支援単価に、受益農業従事者が購入予定の生分解性マルチの長さ(1本当たりの長さ×本数)を乗じて算定する。また、事業費の総額は、規格ごとに算定した金額の合計とする。

表中の規格に該当しない場合は、購入予定の生分解性マルチの規格より小さく、かつ最も近い規格の支援単価により算定する。なお、幅95cm未満のものは補助対象としない。

<u>生分解性マルチの規格 (幅)</u>	<u>生分解性マルチ1m 当たり の補助金単価</u>
<u>95cm</u>	<u>11.0 円</u>
<u>120cm</u>	<u>15.0 円</u>
<u>135cm</u>	<u>15.7 円</u>
<u>150cm</u>	<u>18.7 円</u>
<u>180cm</u>	<u>17.2 円</u>

(5) 補助要件

- ア 3の(1)のアを実施する場合は、生分解性マルチの導入による省力化の効果を活かした対象品目の栽培面積の拡大や他品目の導入、機械化一貫体系の構築など、生分解性マルチの導入効果を活かした取組を一つ以上行うこと。
- イ 補助対象となる生分解性マルチについては、次期の作付けのために購入するものに限り、同一ほ場で2回以上作付けを行う場合は、1回分のみを補助対象とする。
- ウ 前作で生分解性マルチを利用している農業従事者は補助対象としない。

### 第3 成果目標及び目標年度の設定

#### 1 成果目標

- (1) 第2の1の成果目標は、単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上削減されることとする。
- (2) 第2の2の成果目標は、契約取引の割合を10%以上増加させ、かつ契約取引の割合全体を50%以上とすること、かつ労働生産性の10%以上を向上することとする。
- (3) 第2の3の成果目標は、対象品目の全出荷量に占める契約栽培取引量を10%以上増加すること、又は10a当たり労働時間を10%以上削減することとする。

#### 2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 3 事業実施期間

1年間とする。

#### 第4 事業実施計画等

##### 1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

##### 2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1(2)により提出された都道府県計画について、第2の2の(5)、第2の3の(5)の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を審査し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の審査に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を審査し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイント

を記載し、第2の2の取組においては、第2の2の(5)、第2の3の取組においては第2の3の(5)の補助要件を満たしていることを確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

## 第5 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合など、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

## 2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

(3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合には、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し(品目の変更等を含む。)、又は評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 地方農政局長等は、(2) の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(3) の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

(6) 地方農政局長等は、(4) の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

(7) 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

#### (1) 都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取りやめになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害など、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第4の3により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

## 2 第2の1の事業における留意点

### (1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

### (2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### (3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### (4) P F I法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はP F I法の活用に努めるものとする。

### (5) 管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い  
難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が  
適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせる  
ことができるものとする。

#### ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長  
(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導  
するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努  
めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講  
じるよう、十分に指導監督するものとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

#### (6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全  
や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配  
置に十分に留意するものとする。

#### (7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の

確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 第2の3の事業における留意点

(1) 証拠書類の保管

第2の3の(1)のアを取り組む場合は、受益農業従事者及び事業実施主体は証拠書類を整理し、保管しなければならない。なお、第2の3の(1)のイに取り組む場合についても、事業を実施したことがわかる書類を整理し、保管すること。

ア 受益農業従事者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(ア) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

(イ) 取組を実施したことが確認できる書類（領収書や納品書等の購入伝票（生分解性マルチの幅、長さ、購入本数、金額、日付が記載されているもの）、作業日誌、写真等）

(ウ) 補助要件を確認する書類

イ 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(ア) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

(イ) 受益農業従事者から提出された書類（補助要件を確認する書類、購入伝票等）

(ウ) 受益農業従事者への指導監督に係る書類

(エ) 受益農業従事者への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

(オ) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

## (2) 現地確認

ア 第2の3の(1)のアの取組を行った事業実施主体は、受益農業従事者数の平方根の数（小数点以下切り上げ）を抽出し、生分解性マルチの導入の取組が適切に行われているか、現地確認を行うものとする。

イ アの確認を円滑、かつ、適正に行うため、事業実施主体は受益農業従事者に対し、生分解性マルチの導入の取組に関する書類等を保存するよう、指導しなければならない。

## 4 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(4) 作業安全対策の実施

都道府県及び事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

5 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1 出荷作業合理化実践支援関係

審査基準

区 分	指 標	備 考
<u>1. 流通コスト</u>	<u>21%以上・・・・・・・・</u>	
<u>単位面積又は単位</u>	<u>8ポイント</u>	

<p>収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を縮減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、5%以上の縮減は必須とする。</p>	<p>17%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	
<p>2. 品目加算</p> <p>国産切り替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。</p> <p>なお、総出荷量又は総出荷額のうち上記7品目が占める割合を25%以上とすることは必須とする。</p>	<p>50%以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p>	<p>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</p>
<p>3. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるもの</p>	<p>33ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量</p>

<p>とする。  <u>※4を選択した場合は選択不可</u></p>	<p><u>19ポイント以上</u>・・・<u>6ポイント</u>  <u>12ポイント以上</u>・・・<u>4ポイント</u>  <u>5ポイント以上</u>・・・<u>2ポイント</u></p>	<p>が<u>全国出荷量の0.1%以上</u>の場合は<u>下記のとおりとする。</u>  ・当該品目の<u>契約取引数量を10%以上増加</u>  <u>70%以上</u>・・・<u>10ポイント</u>  <u>55%以上</u>・・・<u>8ポイント</u>  <u>40%以上</u>・・・<u>6ポイント</u>  <u>25%以上</u>・・・<u>4ポイント</u>  <u>10%以上</u>・・・<u>2ポイント</u></p>
<p><u>4. 加工・業務用向けの割合</u>  <u>総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合が増加する場合は加算できるものとする。</u>  <u>※3を選択した場合</u></p>	<p><u>5ポイント以上</u>・・・<u>10ポイント</u>  <u>4.5ポイント以上</u>・・・<u>8ポイント</u>  <u>4ポイント以上</u>・・・<u>6ポイント</u></p>	

は選択不可	<u>ト</u>	
	<u>3.5 ポイント以</u>	
	<u>上・・・4ポイン</u>	
	<u>ト</u>	
	<u>3 ポイント以</u>	
	<u>上・・・2ポイ</u>	
	<u>ント</u>	

別添2 第2の2 生産体制合理化実践推進支援  
審査基準

<u>区 分</u>	<u>指 標</u>	<u>備 考</u>
1. <u>契約取引の割合</u> <u>当該目標で設定</u> <u>する面積の 50%</u> <u>以上が、実需者と</u> <u>の契約取引に基づ</u> <u>く生産を行うこと</u> <u>を必須とすること。</u> <u>生産者が実需者</u> <u>を兼ねる場合は、</u> <u>そのほかの実需者</u> <u>との契約割合が</u> <u>50%以上であるこ</u> <u>とは必須とすること。</u>	<u>80%以上・・・・・・</u> <u>7ポイント</u> <u>70%以上・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>60%以上・・・・・・</u> <u>5ポイント</u>	<u>複数の品目で取り組</u> <u>む場合は、合計面積</u> <u>の契約割合が 50%</u> <u>以上であること。</u>

<p><u>2. 労働生産性</u>  <u>当該品目の単位</u>  <u>面積当たり又は単</u>  <u>位収量当たりの労</u>  <u>働時間を縮減する</u>  <u>生産を行うものと</u>  <u>する。</u>  <u>5%以上縮減す</u>  <u>ることは必須とす</u>  <u>ること。</u></p>	<p><u>41%以上</u>.....  <u>8ポイント</u>  <u>31%以上</u>.....  <u>6ポイント</u>  <u>21%以上</u>.....  <u>4ポイント</u>  <u>11%以上</u>.....  <u>2ポイント</u></p>	
<p><u>3. 作付面積規模</u>  <u>加工・業務用野</u>  <u>菜に作付転換する</u>  <u>面積の規模で評価</u>  <u>を行うものとする。</u></p>	<p><u>合計面積</u>  <u>30ha 以上</u>.....  <u>5ポイント</u>  <u>20ha 以上</u>.....  <u>3ポイント</u>  <u>10ha 以上</u>.....  <u>1ポイント</u></p>	
<p><u>4. 品目加算</u>  <u>国産切り替えを</u>  <u>重点的に進める品</u>  <u>目を選択する場合</u>  <u>は加算できるもの</u>  <u>とする。</u>  <u>なお、総出荷量</u></p>	<p><u>50%以上</u>.....  <u>10ポイント</u>  <u>45%以上</u>.....  <u>8ポイント</u>  <u>40%以上</u>.....  <u>6ポイント</u>  <u>35%以上</u>.....</p>	<p><u>たまねぎ、ブロッコ</u>  <u>リー、ねぎ、ほうれ</u>  <u>んそう、かぼちゃ、</u>  <u>にんじん、えだまめ</u>  <u>の7品目から選定。</u></p>

<p><u>又は総出荷額のうち上記7品目が占める割合を25%以上とすることは必須とする。</u></p>	<p><u>4ポイント</u> <u>30%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u></p>	
<p><u>5. 都道府県加算</u> <u>事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。</u></p>	<p><u>6ポイント</u></p>	<p><u>一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。</u> <u>ただし、一地区当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u></p>
<p><u>6. 主食用水稲からの転換面積規模</u> <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付した面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>・10ha以上・・・3ポイント</u> <u>・5ha以上・・・2ポイント</u> <u>・3ha以上・・・1ポイント</u></p>	
<p><u>7. 農福連携の推進</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料</u></p>

<p><u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</u></p>		<p><u>を添付すること（様式任意）。</u></p>
<p><u>8. GAP認証等の取得</u>  <u>事業実施主体が、GAP認証(GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP)を取得している場合は加算できるものとする。</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</u></p>
<p><u>9. 環境負荷低減事業活動の促進</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</u></p>

<p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項</p>		<p>式任意)。</p>
---	--	--------------

に規定する特  
定環境負荷低  
減事業活動実  
施計画

(イ) 法第 39 条第

1 項に規定す  
る基盤確立事  
業実施計画

イ 事業実施地域  
が法第 16 条第  
1 項に規定す  
る基本計画で  
定められた特  
定区域の全部  
又は一部を含  
む若しくは交  
付決定までに  
特定区域の設  
定が見込まれ  
る場合。

別添 3 第 2 の 3 関係 新素材活用生産資材の導入関係  
審査基準

区 分

指 標

備 考

<p>1. <u>生分解性マルチに転換するほ場の面積</u></p> <p><u>目標年度にマルチ栽培面積のうち、生分解性マルチを使用するほ場の面積の割合で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>目標年度のほ場面積の割合</u></p> <p><u>・90%以上・・・5ポイント</u></p> <p><u>・70%以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>・50%以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>・30%以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・10%以上・・・1ポイント</u></p>	
<p>2. <u>労働生産性</u></p> <p><u>10a 当たり労働時間を縮減することとする。</u></p> <p><u>5%以上の縮減を必須とする。</u></p>	<p><u>・25%以上・・・4ポイント</u></p> <p><u>・20%以上・・・3ポイント</u></p> <p><u>・15%以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・10%以上・・・1ポイント</u></p>	
<p>3. <u>品目加算</u></p> <p><u>目標年度に国産切り替えを重点的に進める品目を導入する場合は加算</u></p>	<p><u>品目数</u></p> <p><u>・2品目以上・・・2ポイント</u></p> <p><u>・1品目・・・1ポイント</u></p>	<p><u>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</u></p>

<p><u>できるものとする。</u></p>		
<p>4. <u>用途加算</u>  <u>生分解性マルチ</u>  <u>への転換について、加工・業務用を</u>  <u>対象として取り組む場合は加算でき</u>  <u>るものとする。</u></p>	<p>○<u>目標年度に加工・</u>  <u>業務用又は冷凍用に</u>  <u>取り組む場合</u>  <u>・冷凍野菜用が含ま</u>  <u>れる場合・・・3ポ</u>  <u>イント</u>  <u>・加工・業務用・・・</u>  <u>2ポイント</u></p> <p>○<u>既に加工・業務用</u>  <u>又は冷凍用に取り組</u>  <u>んでいる場合</u>  <u>・冷凍野菜が含まれ</u>  <u>る場合・・・2ポイ</u>  <u>ント</u>  <u>・加工・業務用・・・</u>  <u>1ポイント</u></p>	
<p>5. <u>情報発信の取組</u>  <u>生分解性マルチ</u>  <u>の導入による効果</u>  <u>等の情報発信に取</u>  <u>り組む場合に加算</u></p>	<p>・<u>取組3つ以上・・・3</u>  <u>ポイント</u>  <u>・取組2つ・・・2ポ</u>  <u>イント</u></p>	<p><u>要綱別紙4の第2</u>  <u>の3の(3)「補助対</u>  <u>象経費」のイによる</u>  <u>取組を自費で行っ</u>  <u>ている場合も含む</u></p>

<p><u>できるものとする。</u></p>	<p><u>・取組1つ・・・ 1 ポイント</u></p>	
<p><u>6. 加算</u>  <u>以下のいずれかに該当する場合</u>  <u>ア 事業実施主体の</u>  <u>構成員が、環境と</u>  <u>調和のとれた食料</u>  <u>システムの確立の</u>  <u>ための環境負荷低</u>  <u>減事業活動の促進</u>  <u>等に関する法律</u>  <u>(令和4年法律第</u>  <u>37号。以下、「法</u>  <u>という。)</u> <u>に基づ</u>  <u>き、以下の計画の</u>  <u>認定を受けている</u>  <u>場合又は交付決定</u>  <u>までに認定を受け</u>  <u>る見込みがある場</u>  <u>合。</u>  <u>(ア) 法第19条第</u>  <u>1項に規定する</u>  <u>環境負荷低減事</u>  <u>業活動実施計画</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	

<p>又は<u>法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</u></p> <p><u>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</u></p> <p>イ <u>事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</u></p>		
--	--	--

別表 1 補助対象経費

第 2 の 2 関係

<u>費目</u>	<u>細目</u>	<u>内容</u>	<u>注意点</u>
事業費	リースに 要する経	・事業を実施するために直 接必要な農業用機械等、設	

	費	備のリースに要する経費	
注1	補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。		
注2	表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合</li> <li>・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合</li> </ul>		
注3	次の取組に係る経費は、補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組</li> <li>・農産物等の販売価格支持又は所得補てん</li> <li>・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告</li> </ul>		

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費。</li> <li>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格が 50 万円未満のものに限るものとする。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> </ul>

賃金等		<p>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</p>
事業費	会場借料	<p>・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	

通信・運 搬費	・本事業を実施する ために直接必要 な郵便、運送、電話 等の通信に係る経 費	・切手は物品受払簿で 管理すること。 ・電話等の通信費につ いては、基本料を除く。
借上費	・本事業を実施す るために直接必要 なパソコン、プリン ター等の事務機器 等の借上経費 ・現地確認のため の自動車の借上費	・レンタルが困難な場 合は、リースも対象と する。 ただし、補助対象経費 は、本事業を実施す るために必要な期間に係 る経費に限るものとす る。
印刷製 本費	・本事業を実施す るために直接必要 な資料等の印刷費 の経費	
資料購 入費	・本事業を実施す るために直接必要 な図書、参考文献の 経費	・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。

	<u>消 耗 品 費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本事業を実施するために直接必要な以下の経費</u></li> <li>・ <u>短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品</u></li> <li>・ <u>USBメモリ等の低廉な記録媒体</u></li> <li>・ <u>実証試験に用いる低廉な器具</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消耗品は物品受払簿で管理すること。</u></li> </ul>
	<u>情 報 発 信 費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。</u></li> </ul>
	<u>燃料費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代</u></li> </ul>	
<u>旅費</u>	<u>委 員 旅 費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅</u></li> </ul>	

		<u>費</u>	
	<u>事業実施主体等旅費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費</u>	
<u>謝金</u>		<u>・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費</u>	<u>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> <u>・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。</u>

<p>委託費</p>		<p>・本事業を効率的に実施するために、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <p>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</p> <p>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p> <p>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</p>
<p>役務費</p>		<p>・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費</p>	

		費	
雑 役 務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租 税 公 課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 施設の補助対象基準（第2の1関係）

集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟お
---------	---

おむね 100 平方メートル以上とする。

・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。

・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する 2 次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。

・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農用区域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農用区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。

集出荷施設

・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合には、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

予冷施設

・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。

・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷

	<p>蔵機能を有するものとする。</p>
貯蔵施設	<p>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p>
選別、調製及び包装施設	<p>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</p> <p>・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等を整備することができる。</p>

<u>青果物流通 拠点施設</u>	<p>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</p>
<u>残さ等処理 施設</u>	
<u>通い容器関 連施設</u>	<p>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。</p>
<u>附帯施設</u>	

## I サプライチェーン強靱化支援

(新設)

### 第1 事業実施主体

1 本要綱別表1のIの3の(2)のアの事業実施主体は、以下に掲げる者とし、3及び4に定める要件を満たすものとする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

2 本要綱別表1のIIの3の(2)の事業実施主体は以下に掲げる団体とし、3から6の要件を満たすものとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 公社

(4) 農業協同組合連合会

(5) 農業協同組合

(6) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

(7) 民間事業者

(8) 特認団体

(9) コンソーシアム

3 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事

者（原則年間 150 日以上）をいう。）が 5 名以上であること。

4 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

5 2 の（7）の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1）第 2 の 2 の取組においては、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物流通コストの低減に取り組むこととし、第 2 の 3 の取組においては生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組むとともに産地の指導及び育成に取り組むこととする。

（2）以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は 1 以上の生産者団体との間で、事業実施から 3 年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するもの

とする。

(3) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

6 2の(9)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(2) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(3) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

## 第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

### 1 加工・業務用野菜産地育成推進

#### (1) サプライチェーン構築支援

##### ア 事業の取組内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な(ア)から(エ)までの取組のうち、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、(ア)の取組は必須とする。

##### (ア) 生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制づくり等について取りまとめた生産計画の策定を行うものとする。

##### (イ) 産地事例等調査

加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施し、報告書を作成するものとする。

##### (ウ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

##### (エ) GAP・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAPやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、アの取組の実施に直接必要な経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

また、次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

本事業の補助率は、定額とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、

一定の生産数量を確保すること。

(イ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者への販売を行うこと。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実にあること。

## (2) 生産体制合理化実践支援

### ア 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入

### イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

### ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組  
加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

(イ) 次に掲げる経費は補助対象としない。

a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける  
予定となっている取組

b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主とし  
しない取組

c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は  
所得補てん

d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、イ  
ンターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広  
告

エ 補助率等

(ア) 本事業の補助率は、リース導入する農業用機械等の本  
体価格の1/2以内とする。

(イ) 1事業実施計画当たりの補助限度額は5千万円とす  
る。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、  
一定の生産数量を確保すること。

(イ) 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図  
ること。

(ウ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者と  
の直接契約等による販売を行うこと。

カ 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に  
関する留意事項

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、  
事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械  
の規模に基づいて決定することができるものとする。な  
お、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円  
以上であるものとする。

(イ) 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の a 及び b の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2 以内

b リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2 以内

(ウ) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(エ) 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

a トラクター

b 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

c 中古の機械(ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期

間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

d 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(オ) 利用条件

a 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

b 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

c 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

d 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

(カ) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する

契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

a リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

b リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

c 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(ア) 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

ク 補助金の支払申請に係る書類

(ア) 事業実施主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、都道府県知事等に対

し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(イ) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、カに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

ケ 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

コ スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

サ 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に

整備している、又は令和5年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

## 2 流通体制合理化整備事業

### (1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な集出荷貯蔵施設の整備。ただし、以下に定める取組に限る。

ア 11型プラスチックパレットの導入に必要な取組

(ア) 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

(イ) パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュアップル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

イ 青果物流通拠点施設

### (2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でん粉原料用かんしょは除く。）に限る。

### (3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

### (4) 面積要件

共通3のとおりとする。

### (5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1 事業実施計画当たりの事業費は 20 億円を上限とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表 3 に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等に

においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

（エ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（オ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等に

より被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

シ 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

（エ）新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

ス 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用す

るものとする。

### 3 野菜加工施設整備事業

#### (1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な農産物処理加工施設の整備。  
ただし、国産原材料を取扱う取組に限る。

#### (2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

#### (3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

#### (4) 面積要件

共通3のとおりとする。

#### (5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下とする。

#### (6) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

#### (7) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するもの

とする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第5の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

セ 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

### 第3 成果目標等

#### 1 成果目標の基準

(1) 第2の1の(1)の成果目標は、別添1に定める基準により設定するものとする。

(2) 第2の1の(2)の成果目標は、別添2に定める基準によ

り設定するものとする。

(3) 第2の2の成果目標は、別添3に定める基準により設定するものとする。

(4) 第2の3の成果目標は、別添4に定める基準により設定するものとする。

## 2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

## 3 事業実施期間

1年間とする。

## 第4 事業実施計画等

### 1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

### 2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、本要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に

通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2) の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3) の承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6) により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6) による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な

指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、本要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の2及び3の取組においては、ポイントの合計が16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

## 第5 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主

体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

## 2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合に

あつては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、  
(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し(品目の変更等を含む。)、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 地方農政局長等は、(2)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(3)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

(6) 地方農政局長等は、(4)の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

(7) 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

#### (1) 都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取りやめになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第4の1の(2)により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ 農産局長は、アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択する。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

## 2 第2の2及び第2の3の事業における留意点

### (1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

### (2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### (3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### (4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用に努めるものとする。

### (5) 施設の管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることと適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

#### (6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持

続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

#### (7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

#### (8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

### 3 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

4 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1の(1) サプライチェーン構築支援関係

事業実施主体は成果目標の1から3までのうち1つを選択し、加算の1から6までのうち該当する項目についてポイントを加算。

審査基準

<u>区 分</u>	<u>指 標</u>	<u>備 考</u>
<u>成 果 目 標</u>	<u>1. 作付面積規模</u>	<u>合計面積</u>
	<u>新たに加工・業務用野菜を作付する面積を増加させるものとする</u>	<u>20ha以上・・・10ポイント</u> <u>15ha以上・・・8ポイント</u>

<p>る。  <u>2 ha 以上増加させることは必須とする。</u></p>	<p><u>10ha 以上・・・6ポイント</u>  <u>5 ha 以上・・・4ポイント</u>  <u>2 ha 以上・・・2ポイント</u></p>	
<p><u>2. 販売額又は所得額の増加</u>  <u>販売額又は所得額(※)を増加させること。</u>  <u>2%以上増加させることは必須とする。</u>  <u>(※) 原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</u></p>	<p><u>10%以上・・・10ポイント</u>  <u>8%以上・・・8ポイント</u>  <u>6%以上・・・6ポイント</u>  <u>4%以上・・・4ポイント</u>  <u>2%以上・・・2ポイント</u></p>	
<p><u>3. 単収の増加</u>  <u>当該品目の単収を現状より増加させること。</u>  <u>2%以上増加させることは必須とする。</u></p>	<p><u>10%以上・・・10ポイント</u>  <u>8%以上・・・8ポイント</u>  <u>6%以上・・・6ポイント</u>  <u>4%以上・・・4ポイント</u></p>	

		<u>ント</u> <u>2%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u>	
加算	<u>1. 品目加算</u> <u>国産切り替え</u> <u>を重点的に進め</u> <u>る品目を選択す</u> <u>る場合は加算で</u> <u>きるものとする。</u>	<u>50%以上・・・10ポ</u> <u>イント</u> <u>45%以上・・・8ポイ</u> <u>ント</u> <u>40%以上・・・6ポイ</u> <u>ント</u> <u>35%以上・・・4ポイ</u> <u>ント</u> <u>30%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u>	<u>たまね</u> <u>ぎ、プロ</u> <u>ッコリ</u> <u>ー、ね</u> <u>ぎ、ほう</u> <u>れんそ</u> <u>う、かぼ</u> <u>ちや、に</u> <u>んじん、</u> <u>えだま</u> <u>めの7</u> <u>品目か</u> <u>ら選定。</u>
	<u>2. 都道府県加算</u> <u>事業実施主体</u> <u>が策定する事業</u> <u>実施計画のうち、</u> <u>都道府県が特に</u> <u>重要性が高く優</u> <u>先的に実施する</u> <u>必要があると判</u> <u>断した計画につ</u> <u>いて加算できる</u>	<u>6ポイント</u>	<u>一の</u> <u>又は複</u> <u>数の事</u> <u>業実施</u> <u>計画に</u> <u>加算で</u> <u>きるも</u> <u>のとす</u> <u>る。</u> <u>ただ</u>

	<u>ものとする。</u>		<u>し、一事業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u>
	<u>3. 主食用水稲からの転換面積規模</u> <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u>	<u>10ha 以上・・・3ポイント</u> <u>5ha 以上・・・2ポイント</u> <u>3ha 以上・・・1ポイント</u>	
	<u>4. 農福連携の推進</u> <u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用してい</u>	<u>2ポイント</u>	<u>該当する場合は資料を添付</u>

<p>る場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>		<p>すること(様式任意)。</p>
<p>5. <u>GAP 認証等の取得</u> 事業実施主体が、<u>GAP 認証 (GLOBAL G. A. P.、AS IAGAP、JGAP)</u> を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>
<p>6. <u>環境負荷低減事業活動の促進</u> 以下のいずれ</p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料</p>

	<p>かに該当する場合加算できるものとする。</p> <p><u>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</u></p> <p><u>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は</u></p>		<p><u>を添付すること（様式任意）。</u></p>
--	--	--	------------------------------

	<p><u>法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</u></p> <p><u>(イ) 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</u></p> <p><u>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</u></p>		
--	---	--	--

別添 2 第 2 の 1 の (2) 生産体制合理化実践支援関係

事業実施主体は、成果目標の 1 又は 2 を設定し、加算の 1 から 7 までの該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

<u>区 分</u>	<u>指 標</u>	<u>備 考</u>
------------	------------	------------

成果 目標	<p>1. 契約取引の割合</p> <p>当該目標で設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。</p> <p>生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることは必須とすること。</p>	<p>80%以上・・・10 ポイント</p> <p>70%以上・・・8 ポイント</p> <p>60%以上・・・6 ポイント</p> <p>50%以上・・・4 ポイント</p>	<p>複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が50%以上であること。</p>
	<p>2. 労働生産性</p> <p>当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。</p> <p>5%以上縮減</p>	<p>41%以上・・・10 ポイント</p> <p>31%以上・・・8 ポイント</p> <p>21%以上・・・6 ポイント</p> <p>11%以上・・・4 ポイント</p> <p>5%以上・・・2 ポイント</p>	

	<u>することは必須とすること。</u>	<u>ポイント</u>	
加算	1. <u>作付面積規模新たに加工・業務用野菜を作付けする面積の規模で評価を行うものとする。</u>	<u>合計面積</u> <u>30ha 以上・・・5</u> <u>ポイント</u> <u>20ha 以上・・・3</u> <u>ポイント</u> <u>10ha 以上・・・1</u> <u>ポイント</u>	
	2. <u>品目加算</u> <u>国産切替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。</u>	<u>50%以上・・・10</u> <u>ポイント</u> <u>45%以上・・・8</u> <u>ポイント</u> <u>40%以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>35%以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>30%以上・・・2</u> <u>ポイント</u>	<u>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</u>
	3. <u>都道府県加算</u> <u>事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高</u>	<u>6ポイント</u>	<u>一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。</u> <u>ただし、1事</u>

<p><u>く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。</u></p>		<p><u>業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</u></p>
<p><u>4. 主食用水稲からの転換面積規模</u>  <u>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>10ha 以上・・・3ポイント</u>  <u>5 ha 以上・・・2ポイント</u>  <u>3 ha 以上・・・1ポイント</u></p>	
<p><u>5. 農福連携の推進</u>  <u>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。</u></p>	<p><u>2ポイント</u></p>	<p><u>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</u></p>

<p>する。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、1 名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>		
<p>6. <u>GAP 認証等の取得</u> 事業実施主体が、<u>GAP 認証 (GLOBAL G. A. P.、AS IAGAP、JGAP)</u> を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p><u>2 ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること (様式任意)。</p>
<p>7. <u>環境負荷低減事業活動の促進</u> 以下のいずれかに該当する場合加算できるも</p>	<p><u>2 ポイント</u></p>	<p>該当する場合は資料を添付すること (様式任意)。</p>

	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施</u></p>			
--	--	--	--	--

	<p> <u>計画又は法</u>  <u>第 21 条第 1</u>  <u>項に規定す</u>  <u>る特定環境</u>  <u>負荷低減事</u>  <u>業活動実施</u>  <u>計画</u>  <u>(イ) 法第 39 条</u>  <u>第 1 項に規</u>  <u>定する基盤</u>  <u>確立事業実</u>  <u>施計画</u>  <u>イ 事業実施地</u>  <u>域が法第 16</u>  <u>条第 1 項に</u>  <u>規定する基</u>  <u>本計画で定</u>  <u>められた特</u>  <u>定区域の全</u>  <u>部又は一部</u>  <u>を含む若し</u>  <u>くは交付決</u>  <u>定までに特</u>  <u>定区域の設</u>  <u>定が見込ま</u>  <u>れる場合。</u> </p>			
--	--	--	--	--

別添3 第2の2 流通体制合理化整備事業関係

審査基準

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから1つ選択し、加算の1から3までの該当する項目についてポイントを加算する。

区 分	指 標	備 考	
成 果 目 標	<u>1. 流通コスト</u> <u>単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を縮減する取組を行うものとする。</u> <u>なお、5%以上の縮減は必須とする。</u>	<u>21%以上・・・30ポイント</u> <u>17%以上・・・24ポイント</u> <u>13%以上・・・18ポイント</u> <u>9%以上・・・12ポイント</u> <u>5%以上・・・6ポイント</u>	
	<u>2. パレット出荷割合</u> <u>当該品目の総出荷量に占める 11型プラスチック</u>	<u>70ポイント以上・・・30ポイント</u> <u>60ポイント以上・・・25ポイント</u> <u>50ポイント以上・・・20ポイント</u>	

	<p>ックパレットを用いた出荷の割合を増加する取組を行うものとする。</p> <p>なお、30ポイント以上の増加は必須とする。</p>	<p>40ポイント以上・・・15ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント</p>	
	<p>3. 荷役時間削減</p> <p>当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、10%以上の削減は必須とする。</p>	<p>30%以上・・・30ポイント</p> <p>25%以上・・・25ポイント</p> <p>20%以上・・・20ポイント</p> <p>15%以上・・・15ポイント</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p>	
加算	<p>1. 野菜加算</p> <p>野菜を選択する場合</p>	<p>50%以上・・・10ポイント</p> <p>45%以上・・・8ポイント</p>	<p>国産切替えを重点</p>

	<p>は加算できるものとする。</p> <p>なお、野菜の総出荷量又は総出荷額に占める国産切替えを重点的に進める品目の割合が50%以上の場合は、右記のポイントに2を乗じたポイントを加算できるものとする。</p>	<p>ト 40%以上・・・6ポイント</p> <p>ト 35%以上・・・4ポイント</p> <p>ト 30%以上・・・2ポイント</p> <p>ト</p>	<p>的に進める品目(たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちや、にんじん、えだまめ)</p>
	<p>2. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加す</p>	<p>33ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・4</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷</p>

	<p>る場合は加算できるものとする。  <u>※3</u>を選択した場合は選択不可</p>	<p><u>ポイント</u>  <u>5ポイント以上・・・2</u>  <u>ポイント</u></p>	<p><u>量が全</u>  <u>国出荷</u>  <u>量の</u>  <u>1%以</u>  <u>上であ</u>  <u>り、か</u>  <u>つ、契</u>  <u>約取引</u>  <u>数量が</u>  <u>全国出</u>  <u>荷量の</u>  <u>0.1%</u>  <u>以上の</u>  <u>場合は</u>  <u>下記の</u>  <u>とおり</u>  <u>とす</u>  <u>る。</u>  <u>70ポイ</u>  <u>ント以</u>  <u>上</u>  <u>・・・30</u>  <u>ポイン</u>  <u>ト</u>  <u>55ポイ</u>  <u>ント以</u></p>
--	---	---	---

			<u>上</u> <u>・・・25</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>40 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・20</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>25 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・15</u> <u>ポイン</u> <u>ト</u> <u>10 ポイ</u> <u>ント以</u> <u>上</u> <u>・・・</u> <u>10 ポイ</u> <u>ント</u>
	<u>3. 加工・業</u> <u>務用向けの</u> <u>割合</u> <u>総出荷量又</u>	<u>5 ポイント・・・10 ポイ</u> <u>ント</u> <u>4.5 ポイント・・・8 ポ</u> <u>イント</u>	

は総出荷額に占める加工・業務用向け割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※2を選択した場合は選択不可	4ポイント・・・6ポイント 3.5ポイント・・・4ポイント 3ポイント・・・2ポイント
--	---

別添4 第2の3 野菜加工施設整備事業関係  
審査基準

事業実施主体は1から7までのうちから2つ、成果目標を選択する。ただし、事業実施主体が第1の1の(7)に定める民間事業者の場合は、1又は3のうちから1つ、2又は4から7までのうちから1つ成果目標を選択すること。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の加工・業務用野菜原料の取引数量を10%以上増加。</li> </ul> 100%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。協議会を組織して取り組んでいる</li> </ul> ・・・・・・・・・・5ポイント

<u>ポイント</u> <u>50%以上・・・・・・・・・・ 6</u>	<u>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</u>
<u>ポイント</u> <u>25%以上・・・・・・・・・・ 4</u>	
<u>ポイント</u> <u>10%以上・・・・・・・・・・ 2</u>	
<u>ポイント</u> <u>又は</u>	
<u>・当該品目について、加工・業務用原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</u>	
<u>50ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>38ポイント以上・・・・・・・・</u>	

	<u>8ポイント</u> <u>27ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>16ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※2を選択した場合は選択不可</u>	
2	<u>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</u> <u>33ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>26ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>19ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>12ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のと</u>	<u>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</u> <u>48.0%以上・・・・・・・・</u> <u>5ポイント</u> <u>37.3%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>26.5%以上・・・・・・・・</u> <u>3ポイント</u> <u>15.8%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>5.0%以上・・・・・・・・</u> <u>1ポイント</u> <u>又は、</u> <u>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上</u> <u>(事業実施地区における</u>

	<p>おりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</p> <p>70%以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>※1を選択した場合は選択不可</p>	<p>当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上・・・・・・・・</p> <p>5ポイント</p> <p>0.59%以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>0.48%以上・・・・・・・・</p> <p>3ポイント</p> <p>0.37%以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>0.26%以上・・・・・・・・</p> <p>1ポイント</p>
3	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用原料用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>4.5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>3.5ポイント以上・・・・・・・・</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用原料用向けの割合</p> <p>60%以上・・・・・・・・5</p> <p>ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・4</p> <p>ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・3</p> <p>ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・2</p> <p>ポイント</p>

	<u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>2ポイント</u>	<u>40%以上</u> ・・・・・・・・ <u>1</u> <u>ポイント</u>
<u>4</u>	<u>・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。</u> <u>25ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>10ポイント</u> <u>20ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>8ポイント</u> <u>15ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>6ポイント</u> <u>10ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上</u> ・・・・・・・・ <u>2</u> <u>ポイント</u> <u>※3を選択した場合は選択不可</u>	<u>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。</u> <u>49%以上</u> ・・・・・・・・ <u>5</u> <u>ポイント</u> <u>38%以上</u> ・・・・・・・・ <u>4</u> <u>ポイント</u> <u>27%以上</u> ・・・・・・・・ <u>3</u> <u>ポイント</u> <u>16%以上</u> ・・・・・・・・ <u>2</u> <u>ポイント</u> <u>5%以上</u> ・・・・・・・・ <u>1</u> <u>ポイント</u>
<u>5</u>	<u>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</u> <u>15%以上</u> ・・・・・・・・ <u>10</u> <u>ポイント</u> <u>12%以上</u> ・・・・・・・・ <u>8</u> <u>ポイント</u> <u>9%以上</u> ・・・・・・・・ <u>6</u> <u>ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</u> <u>62.0%以上</u> ・・・・・・・・

	<u>6%以上</u> . . . . . 4 <u>ポイント</u> <u>3%以上</u> . . . . . 2 <u>ポイント</u> なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a 当たり収量を4%以上増加。 <u>20%以上</u> . . . . . 10 <u>ポイント</u> <u>16%以上</u> . . . . . 8 <u>ポイント</u> <u>12%以上</u> . . . . . 6 <u>ポイント</u> <u>8%以上</u> . . . . . 4 <u>ポイント</u> <u>4%以上</u> . . . . . 2 <u>ポイント</u>	<u>5ポイント</u> <u>47.3%以上</u> . . . . . <u>4ポイント</u> <u>32.5%以上</u> . . . . . <u>3ポイント</u> <u>17.8%以上</u> . . . . . <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> . . . . . <u>1ポイント</u>
6	<u>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。</u> <u>21%以上</u> . . . . . <u>10ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対</u>

	<u>17%以上・・・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>13%以上・・・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>9%以上・・・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※7を選択した場合は選択不可</u>	<u>して3.0%以上低い。</u> <u>60.0%以上・・・・・・・・</u> <u>5ポイント</u> <u>45.8%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>31.5%以上・・・・・・・・</u> <u>3ポイント</u> <u>17.3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上・・・・・・・・</u> <u>1ポイント</u>
7	<u>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</u> <u>41%以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>31%以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>21%以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>11%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>※6を選択した場合は選択不可</u>	<u>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</u> <u>24.0%以上・・・・・・・・</u> <u>5ポイント</u> <u>18.8%以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>13.5%以上・・・・・・・・</u> <u>3ポイント</u> <u>8.3%以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上・・・・・・・・</u> <u>1ポイント</u>

別表1 補助対象経費

第2の1の(1)関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。</p> <p>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p>
システム導入費		<p>・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費</p>	<p>・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書(当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること)やカタログ等を添付すること。</p>
賃金等		<p>・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣</p>

		<u>び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</u>	<u>官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</u> <u>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</u> <u>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</u> <u>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</u>
事業費	会場借料	<u>・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</u>	
	通信・運搬費	<u>・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</u>	<u>・切手は物品受払簿で管理すること。</u> <u>・電話等の通信費については、基本料を除く。</u>
	借上費	<u>・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ</u>	<u>・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。</u> <u>ただし、補助対象経費は、本事業を実施するた</u>

	経費	めに必要な期間に係る 経費に限るものとする。
印刷 製本 費	・本事業を実施する ために直接必要な資 料等の印刷費の経費	
資料 購入 費	・本事業を実施する ために直接必要な図 書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。
消耗 品費	・本事業を実施する ために直接必要な以 下の経費 ・短期間（補助事業 実施期間内）又は一 度の使用によって 消費されその効用 を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低 廉な記録媒体 ・実証試験に用いる 低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で 管理すること。
原材 料費	・事業を実施するた めに直接必要な試作 品の開発や試験等に 必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で 管理すること。

	<u>資材費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な以下の経費</li> <li>・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）</li> <li>・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費</li> </ul>	
	<u>情報発信費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。</li> </ul>
	<u>燃料費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代</li> </ul>	
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費</li> </ul>	

	<u>調査等旅費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</li> </ul>	
<u>謝金</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
<u>委託費</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</li> <li>・事業そのもの又は事業</li> </ul>

			<u>の根幹を成す業務の委託は認めない。</u> <u>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</u>
役務費		<u>・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費</u>	
雑役務費	手数料	<u>・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	租税公課	<u>・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費</u>	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもの

で、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 補助対象経費

第2の1の(2)関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに要する経費	・事業を実施するために直接必要な農業用機械等、設備のリースに要する経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。  
 ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

別表3 施設の補助対象基準 (第2の2関係)

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。</li> <li>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントに</li> </ul>
---------	--

	<p>については、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。</li> <li>・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するととも</li> </ul>

	<p>に、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</p>
予冷施設	<p>・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</p>
貯蔵施設	<p>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限</p>

	<p>るものとする。</p>
選別、調製及び包装施設	<p>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</p> <p>・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る。)等を整備することができる。</p>
青果物流通拠点施設	<p>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</p>
残さ等処理施設	
通い	<p>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原</p>

容器 関連 施設	材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯 施設	

(削る。)

## II 大型加工施設整備

### 第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たすものとする。

1 以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 公社

(4) 農業協同組合連合会

(5) 農業協同組合

(6) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

(7) 民間事業者

(8) 特認団体

(9) コンソーシアム

2 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

第2 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

第3 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 事業の内容等

1 補助対象とする取組の内容

成果目標の達成に必要なとなる農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取扱い、冷凍加工及び冷凍貯蔵を行う取組に限る。

2 対象地域

(1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

(2) 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 補助率

補助率は、1/2以内とする。

4 面積要件

共通3のとおりとする。

5 成果目標

成果目標は、別紙に定める基準により設定するものとする。ただし、ア又はイのうちから一つ、ウからカのうちから一つ設定するものとする。

## 6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

## 7 採択基準

地方農政局長等は、事業実施計画について本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されているかについて審査を行い、別紙に定める基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

## 8 施設の補助対象基準

(1) 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

(2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(3) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(4) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施

主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 地方農政局長等は、第6による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(6) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画

の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(7) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(8) 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(10) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのない

いよう留意するものとする。

(11) 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(12) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第6の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(13) 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(14) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱

を準用するものとする。

## 9 留意事項

### (1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

### (2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### (3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### (4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用を努めるものとする。

### (5) 管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した

施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

#### (6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合には、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

#### (7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

#### (8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

### 第5 事業の実施手続等

#### 1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計

画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

(4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、

(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われ

るようにするものとする。

## 第6 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

### 2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別紙様式第5号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2)の検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第6号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

## 第7 その他

1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たり、本対策の円滑な実施を図るものとする。

2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱

に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

5 事業実施主体は、関係する主たる地方公共団体と指導・助言等に関する連携関係の構築に努めるものとする。

6 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

別添

採択基準

事業実施主体はア又はイのうちから一つ、ウからカまでのうちから一つ、成果目標を選択する。

	<u>達成すべき成果目標基準及びポイント</u>	<u>成果目標に対する現況値ポイント</u>
ア	<u>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の冷凍野菜原料の取引数量を10%以上増加。</u> 100%以上・・・・・・・・・・10	<u>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</u> 協議会を組織して取組

<u>ポイント</u> 75%以上・・・・・・・・・・ 8	<u>んでいる</u> ・・・・・・・・・・ 5ポイン
<u>ポイント</u> 50%以上・・・・・・・・・・ 6	<u>ト</u>
<u>ポイント</u> 25%以上・・・・・・・・・・ 4	<u>※なお、協議会とは、代表</u>
<u>ポイント</u> 10%以上・・・・・・・・・・ 2	<u>者、組織及び運営について</u>
<u>ポイント</u> 又は	<u>の会則が策定されており、</u>
<u>・当該品目について、冷凍野菜</u> <u>原料用向け取引に初めて取り</u> <u>組む場合等、上記の目標値の算</u> <u>出が不可能な場合は、当該取引</u> <u>段階における全出荷量のうち、</u> <u>協議会内出荷量の割合を5%</u> <u>以上増加するものとする。な</u> <u>お、本成果目標の設定に当たっ</u> <u>ては、成果目標年度において、</u> <u>全ての構成員が協議会内の出</u> <u>荷量を増加させること、かつ、</u> <u>協議会外への出荷量を含めた</u> <u>全ての出荷量を現状以上増加</u> <u>させることを前提とする。</u> 50%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	<u>その事業内容が国産原材</u> <u>料の供給拡大に向けた取</u> <u>組であることとする。</u>

	<u>38%以上・・・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>27%以上・・・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>16%以上・・・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>5%以上・・・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>	
イ	<u>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</u> <u>5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>4.5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3.5ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>3ポイント以上・・・・・・・・</u> <u>2ポイント</u>	<u>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料向けの割合</u> <u>60%以上・・・・・・・・5</u> <u>ポイント</u> <u>55%以上・・・・・・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>50%以上・・・・・・・・3</u> <u>ポイント</u> <u>45%以上・・・・・・・・2</u> <u>ポイント</u> <u>40%以上・・・・・・・・1</u> <u>ポイント</u>
ウ	<u>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</u> <u>15%以上・・・・・・・・10</u> <u>ポイント</u>	<u>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における</u>

	12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	全国又は当該都道府県の 平均収量に対して3.0%以 上高い。
	9%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	62.0%以上・・・・・・・・・・
	6%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	5ポイント
	3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	47.3%以上・・・・・・・・・・
	なお、低コスト耐候性ハウスの 整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4%以上増加。	4ポイント
	20%以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント	32.5%以上・・・・・・・・・・
	16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	3ポイント
	12%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	17.8%以上・・・・・・・・・・
	8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	2ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	3.0%以上・・・・・・・・・・
		1ポイント
エ	・当該品目の生産コスト(単位 面積又は単位収量当たりの費 用合計)又は流通コスト(単位 面積又は単位収量当たりの集 出荷・販売経費(卸売手数料を	・現状の当該品目の生産 コスト(単位面積又は単位 収量当たりの費用合計)又 は流通コスト(単位面積又 は単位収量当たりの集出

	<u>除く。)) を5%以上縮減。</u> <u>21%以上</u> . . . . . <u>10ポイント</u> <u>17%以上</u> . . . . . <u>8ポイント</u> <u>13%以上</u> . . . . . <u>6ポイント</u> <u>9%以上</u> . . . . . <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u> . . . . . <u>2ポイント</u>	<u>荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</u> <u>60.0%以上</u> . . . . . <u>5ポイント</u> <u>45.8%以上</u> . . . . . <u>4ポイント</u> <u>31.5%以上</u> . . . . . <u>3ポイント</u> <u>17.3%以上</u> . . . . . <u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> . . . . . <u>1ポイント</u>
オ	<u>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</u> <u>41%以上</u> . . . . . <u>10ポイント</u> <u>31%以上</u> . . . . . <u>8ポイント</u> <u>21%以上</u> . . . . . <u>6ポイント</u> <u>11%以上</u> . . . . . <u>4ポイント</u> <u>5%以上</u> . . . . .	<u>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</u> <u>24.0%以上</u> . . . . . <u>5ポイント</u> <u>18.8%以上</u> . . . . . <u>4ポイント</u> <u>13.5%以上</u> . . . . . <u>3ポイント</u> <u>8.3%以上</u> . . . . .

	<u>2ポイント</u>	<u>2ポイント</u> <u>3.0%以上</u> ・・・・・・・・
		<u>1ポイント</u>
カ	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を<u>5ポイント以上増加</u>。 <u>33ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>10ポイント</u> <u>26ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>8ポイント</u> <u>19ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>6ポイント</u> <u>12ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>4ポイント</u> <u>5ポイント以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>2ポイント</u> ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を<u>10%以上増加</u> <u>70%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>10ポイント</u></p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が<u>5.0%以上</u>。 <u>48.0%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>5ポイント</u> <u>37.3%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>4ポイント</u> <u>26.5%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>3ポイント</u> <u>15.8%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>2ポイント</u> <u>5.0%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>1ポイント</u> 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の<u>0.26%以上</u> (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 <u>0.70%以上</u>・・・・・・・・</p> <p><u>5ポイント</u></p>

55%以上 . . . . .	0.59%以上 . . . . .
8ポイント	4ポイント
40%以上 . . . . .	0.48%以上 . . . . .
6ポイント	3ポイント
25%以上 . . . . .	0.37%以上 . . . . .
4ポイント	2ポイント
10%以上 . . . . .	0.26%以上 . . . . .
2ポイント	1ポイント

(新設)

II 需要拡大支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、加工・業務用野菜においてサプライチェーンを構築する産地、流通、実需者等の各段階での需要や、消費者の需要を拡大するために必要な以下の取組を全国的に実施するものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

加工・業務用野菜におけるサプライチェーンの各段階での課題の抽出や改善方策の検討等を行う等、加工・業務用野菜の生産、需要の拡大に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

(2) 機運醸成に向けた取組

加工・業務用野菜の生産、需要等を拡大させるため、生産者、流通事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、先進事例調査や意見交換会等を実施し、幅広く情

報収集を行うとともに、シンポジウムの開催等により加工・業務用野菜の魅力の発信や機運醸成に向けた取組を実施するものとする。

### (3) 産地と実需者等マッチング機会の創出

生産者の販路拡大や実需者の仕入れ先確保等に向けて、産地、流通、実需等のサプライチェーンの各段階での取引にかかる現状や課題把握のための検討会や意見交換会等を実施し、プレーヤーを結びつける展示商談会及び個別商談会等を開催するものとする。

### (4) 消費者への需要喚起に向けた取組

実需者、メーカー、学識経験者等で構成される検討会を開催し、国産加工・業務用野菜を含む野菜の需要拡大に向けた情報収集等を実施する。また、野菜摂取量の見える化機器の活用促進等により、消費者への需要喚起の取組を実施し、機器の設置による消費者の購買行動の変化に関する調査等を行うものとする。

## 2 補助要件

別表1の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 事業内容が3の成果目標の達成に結びつく取組であること。

(5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

### 3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

#### (1) 成果目標

本事業で実施する先進事例調査や意見交換会、展示商談会等において、加工・業務用野菜の需要拡大に資する知見等を収集し、合計2,000名以上に対して情報提供する。

かつ、上記展示商談会等に参加した産地と実需者により、双方のマッチングに向けた取組が15件以上実施されることとする。

#### (2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

### 4 募集方法等

農産局長が別に定めるところによる。

### 5 審査基準

審査基準の評価項目の詳細は別表3のとおりとする。

#### (1) 有効性【目的・目標の妥当性】

#### (2) 効率性【事業実施計画の妥当性】

(3) 実現性【事業実施体制の妥当性】

(4) 公益性【国の支援の妥当性】

(5) 事業の実施体制

(6) 適格性

## 第2 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成するものとし、提出先は、農産局長とする。なお、事業実施計画について、交付決定後に、その他事業ごとに定められた重要な変更がある場合には、事業実施主体は、農産局長に協議を行うものとする。

### 2 事業実施計画の提出

事業実施主体は、農産局長の求めがあった場合には、交付申請書の提出より前に、別紙様式第1号により事業実施計画を提出するものとする。

### 3 事業の着手

(1) 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じた

あらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(3) 農産局長は、(1)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 第3 点検評価等

#### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、別紙様式第3号により、事業完了年度の翌年度の7月末までに農産局長に事業実施状況の報告を行うものとする。

#### 2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、別紙様式第4号により自己評価を行い、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別紙様式第5号により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

#### 別表1 第1の2関係

<u>事業の区分</u>	<u>事業実施主体</u>	<u>補助対象経費の範囲</u>	<u>補助率</u>
<u>需要拡大支援</u>	<u>民間団体</u>	<u>・備品費</u> <u>・賃金等</u>	<u>定額</u>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業費</u></li> <li>  <u>会場借料</u></li> <li>  <u>通信・運搬</u></li> <li>  <u>費</u></li> <li>  <u>借上費</u></li> <li>  <u>印刷製本費</u></li> <li>  <u>資料購入費</u></li> <li>  <u>消耗品費</u></li> <li>  <u>情報発信費</u></li> <li>・ <u>旅費</u></li> <li>  <u>委員旅費</u></li> <li>  <u>調査等旅費</u></li> <li>・ <u>謝金</u></li> <li>・ <u>委託費</u></li> <li>・ <u>役務費</u></li> <li>・ <u>雑役務費</u></li> <li>  <u>手数料</u></li> <li>  <u>租税公課</u></li> </ul>	
--	--	---	--

(注) 補助対象経費の詳細については、別表2で定めることとする。

別表2 (補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
----	----	----	-----

<p>備品費</p>		<p>・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<p>・取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）</p> <p>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p> <p>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</p>
------------	--	--	---

<p>賃金等</p>		<p>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<p>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付 け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房 経 理 課 長 通 知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p>
------------	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、</li> </ul>

		<u>械・施設、ほ場等の借上げ経費</u>	<u>本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。</u>
	<u>印刷製本費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</u>	
	<u>資料購入費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</u>	<u>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</u>
	<u>消耗品費</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な以下の経費</u> <u>・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失</u>	<u>・消耗品は物品受払簿で管理すること。</u>

		<u>う低廉な物品</u> ・USBメモリ <u>等の低廉な記録媒体</u> ・実証試験 <u>に用いる低廉な器具</u>	
	<u>情報発信費</u>	・本事業の <u>実施に直接必要な広告、啓発に要する経費</u>	・特定の個人又は法人の <u>資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。</u>
<u>旅費</u>	<u>委員旅費</u>	・本事業を <u>実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費</u>	
	<u>調査等旅費</u>	・本事業を <u>実施するために直接必要な事業実施主体等</u>	

		<p>が行う資料収集、各種調査・  <u>検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</u></p>	
謝金		<p>・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費</p>	<p>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。          ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。</p>
委託費		<p>・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p>

			<p>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</p> <p>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p> <p>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</p>
--	--	--	---

<u>役務費</u>		<u>・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費</u>	
<u>雑役務費</u>	<u>手数料</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</u>	
	<u>租税公課</u>	<u>・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費</u>	

別表3（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採

採しないものとする。

・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

### 1. 審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

効 率 性 【事業実 施計画の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標達成のための妥 当なスケジュールであ るか。</li> <li>・ 予算計画は妥当なも のになっているか。</li> <li>・ 目標達成に必要な取 組内容を過不足なく取 り上げているか。</li> <li>・ 事業実施計画におけ る取組内容間の関係及 び順序は適切か。</li> </ul>	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
実 現 性 【事業実 施体制の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を的確に遂行す るために必要な実施体 制、事業整備等を有し、 役割分担、責任体制が 明確になっているか。 事業を推進するために 効果的な実施体制とな っているか。</li> <li>・ 事業代表者に十分な 管理能力があるか。関 連する取組の経験、実 績を相当程度有してい るか。</li> <li>・ 特定の事業実施場所 を選定する事業にあっ</li> </ul>	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

	<p>ては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</p> <p>・事業遂行に係る経理、その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</p>		
<p>公益性</p> <p>【国の支援の妥当性】</p>	<p>・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。</p> <p>・成果の享受が特定の受益者にとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</p> <p>・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。</p>	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p> <p>認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>事業の実施体制</p>	<p>・生産者、物流事業者、実需者等に対して、指</p>	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p>

	<u>導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。</u> <u>・加工・業務用野菜の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。</u> <u>・加工・業務用野菜の需要及び生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。</u> <u>・全国的な取組を行うことができる体制となっているか。</u>	<u>一部認められる。</u> <u>認められない。</u>	<u>1</u> <u>0</u>
<u>適格性</u>	<u>・加工・業務用野菜における、生産面、流通面、販売面等での課題解決に向けた取組内容となっているか。</u> <u>・成果を効果的に普及する取組内容となっているか。</u>	<u>十分認められる。</u> <u>概ね認められる。</u> <u>一部認められる。</u> <u>認められない。</u>	<u>5</u> <u>3</u> <u>1</u> <u>0</u>

(削る。)

別紙様式第1号 (別記1別紙4のIの第4の1 (1) 関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業 (うち国産シェア拡大対策 (園芸作物) ) 事業実施主体計画の (変更) 協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 (令和4年12月12日付け4農産第3506号) 別記1の別紙4のIの第4の1 (1) の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号の事業実施主体計画を添付すること  
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること  
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：  
所 属：  
氏 名：  
連絡先：  
E-mail：

(削る。)

別紙様式第2号（別記1別紙4のIの第4の1（2）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
（都道府県名）  
所 在 地  
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））事業実施主体計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること  
2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること  
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること  
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

(削る。)

別紙様式第3号(別記1別紙4のIの第4の2の(6)関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第4の2の(6)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

<u>事業内容</u>	<u>事業費</u>	<u>着手予定年月</u> <u>且</u>	<u>完了予定年月</u> <u>且</u>	<u>理由</u>

(削る。)

別紙様式第4号(別記1別紙4のIの第5の1の(1)関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第5号(別記1別紙4のIの第5の1の(2)関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
(都道府県名)  
所 在 地  
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の1の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第6号(別記1別紙4のIの第5の2の(1)関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第7号(別記1別紙4のIの第5の2の(2)関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
(都道府県名)  
所 在 地  
知 事 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第5の2の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第8号(別記1別紙4のIの第2の1の(8)の才関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))  
(〇〇年度)で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。



5 事業実施主体の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

(注) 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

6 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

(注1) 交付等要綱別添1別紙4の1の別表1の3又は4のポイントを加重する場合は記載すること。

(注2) 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

(注3) 契約取引数量契約を行う場合は、当該現場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な取引量(原則として、取組主体が所在する郡連合会の平均的な取引量又はこれに準じる取引量とする。)で除して算出した率(%)より、これを替えることができるものとする。

7 事業実施予定場所等

施設名称	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備註
	庄 配 社	㎡		

8 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物・品目名	事業内容 〔区分、種別、種別、能力等〕	現状 〔〇年度〕	取組後					
				事業実施年 (〇年度)		2年前 (〇年度)		3年前 (〇年度)	
				取引量	利用率	取引量	利用率	取引量	利用率
			㎏	%	㎏	%	㎏	%	

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の取引量及び利用率(施設の取引量/目標年度の取引量)の欄には上段に導入する施設の取組量を、下段に併用する施設全体の取組量を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 〔〇年度〕				取組後										
収入	費用	収支差	%	事業実施年 (〇年度)		2年前 (〇年度)		3年前 (〇年度)		収入	費用	収支差	%	
				収入	費用	収入	費用	収入	費用					
万円	万円	万円	%	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	%

(注) 新設施設の場合、取組後は「-」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画(事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	取組の役割分担
		〔例〕 〇〇運営組合	年間通じて貸付		〔例〕 通常の経営場所 整備コストの業種費

(注) 貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、契約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	種別・能力 (出荷量、取引量)	過去3か年の実績						整備年	事業名 (補助事業を適用した場合は)
			3年前 (〇年度)		2年前 (〇年度)		前年度 (〇年度)			
			取引量	利用率	取引量	利用率	取引量	利用率		
			㎏	%	㎏	%	㎏	%		

(注1) 貸付施設と新設施設の別について欄名等を添付すること。

(注2) 「利用率」の欄は、施設の種別・能力(取引量)に対する家畜飼育量の割合を記入すること。

9 事業費

施設名	事業内容 〔工種、施設区分、種別、種別、能力等〕	総事業費 〔円〕					除(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備註
		国費	県連合会費	市町村費	その他	その他			

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政部長等が必要とする書類を添付すること。

(注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

10 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

(削る。)

11 出荷量及び出荷額の算出し

品目	現状	目標値				
		1年目 (O年度)	2年目 (O年度)	3年目 (O年度)	4年目 (O年度)	5年目 (O年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目
	円	円	円	円	円	円
	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量	うち加工量
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目

(注)「うち7品目」の欄は、たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの場合を記載すること。

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の概算額となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の動力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程  
⑦収支計画、⑧再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨その他地方農政施策が必要と認める資料等

別紙様式第1号別添2

## 事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)  
のうち生産体制合理化実践推進支援)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体: \_\_\_\_\_

都道府県名・市町村名: \_\_\_\_\_

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
合 計						

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 事業対象品目・品種における事業者のニーズ分析

--

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加 (第3関係)

品 目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実業者	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	%	%	%	%		
合 計					-	-

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の縮減 (第3関係)

品 目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	%	%	%	%	
合 計					-

注1：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容
年 月	
年 月	
年 月	

注：通算、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取組内容	開催時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例)〇〇のリース導入	〇月上旬	〇〇の導入によって～となり、口口した際の機体向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。  
 注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。  
 注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽培管理、収穫等、主要な工程を記載すること。  
 注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稲等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	ha	ha	ha	ha	
うち7品目	ha	ha	ha	ha	
うち主食用水稲	ha	ha	ha	ha	
合計面積					二

注1：交付事業個別記1別紙4の1の別表2の3又は4、6のポイントを加算する場合は、記載すること。  
 注2：適宜、行を追加して記入すること。  
 注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。  
 注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。  
 注5：「うち主食用水稲」欄には、主食用水稲から野菜に転換する面積を記載すること。

4. 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（取扱価格））を記入すること。  
 注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年月	～	年月	（月）	備考
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	リース借受日から〇年間（※2）				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）					① （円）	
リース料助成申請額（消費税抜き）					② （円）	
リース諸費用（消費税抜き）					③ （円）	
消費税					④ （円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）					⑤ （円）	
リース料助成申請額②は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）						
①	リース物件価格 × リース期間 / 利率年数 × 1/2以内					
②	① - (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。  
 注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。  
 注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。  
 注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経費区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

経費区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付等要綱別記1別紙4の1別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「備考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している（又は整備する見込みである）
- ・整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順に記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、センマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt)、MASSEY FERGISON、Valtra）、CLAAS、KGA mh、CNH Industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、

Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第1号別添3

## 事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち新素材活用生産資材の導入)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体: \_\_\_\_\_

都道府県名・市町村名: \_\_\_\_\_

### 第1. 事業実施主体

#### 1. 事業実施主体名及び代表者

\_\_\_\_\_

#### 2. 事業実施主体の現状

\_\_\_\_\_

注: 事業実施主体が関係する地域の野菜生産(栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等)の状況を記載。

#### 3. 事業実施担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

#### 4. 事業会計担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費 円	負 担 区 分			補助率 円 定額 (1/2補助)	備 考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円		
(1) 生分解性マルチ導入の取組						
(2) 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信						
(3) 推進事務費						
合 計						

注1: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記載すること。

注2: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3: 事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は、(1)と(3)若しくは(1)、(2)及び(3)に取り組む場合は25,000千円(ただし、(2)の取組については500千円を上限とする。)、(2)のみ取り組む場合は500千円とする。

2 事業対象品目

事業対象品目 (品種名)	

注: 本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	

注: 本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

5 事業対象品目の生産、マルチの使用及び販売状況

(1) 栽培面積及び生産量

品目名	現状 (年度)		本年度 (年度)		目標 (年度)		備考
	栽培面積 ha	生産量 トン	栽培面積 ha	生産量 トン	栽培面積 ha	生産量 トン	

注1: 本年度の栽培面積及び生産量は、事業実施年度に栽培を計画している面積及び生産量を記入すること。

注2: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) マルチを使用しているほ場面積

品目名	現状 (年度)			本年度 (年度)			目標 (年度)			備考
	マルチ			マルチ			マルチ			
	ha	うち生分解性 ha	%	ha	うち生分解性 ha	%	ha	うち生分解性 ha	%	

注1: 本年度のマルチ及び生分解性マルチを使用しているほ場の面積は、事業実施年度に使用を予定しているほ場面積を記載すること。

注2: マルチ及び生分解性マルチを使用しているほ場面積は、農作業に必要な通路も含めることとし、ほ場の一部でマルチ及び生分解性マルチを使用している場合は、農作業に必要な通路以外は含めないこと。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

(3) 対象品目の販売状況

品目名	現状（ 年度）			本年度（ 年度）			目標（ 年度）			備考
	生食用	加工用	うち冷凍用	生食用	加工用	うち冷凍用	生食用	加工用	うち冷凍用	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

注1：生食用、加工業務用、冷凍用の出荷割合は、出荷量全体に占める割合を記載すること。

注2：本年度の生産用、加工業務用、冷凍用の割合は、業実施年度に予定している割合を記載すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

6. 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3. 事業の目的及び成果目標

1. 事業の目的

--

注：産地における対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2. 生分解性マルチの導入による省力化等の効果を活かした取組（該当する項目に○印を記入する。）

栽培面積の拡大	他品目の導入	機械化一貫体系の構築	計画的な生産・出荷体制の構築	その他

注：交付等要綱別記1別紙4の第2の1の第2の3の（1）のアを行う場合に記入すること。その他の取組の場合は、具体的な取組内容をその他欄に記載すること。

3. 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加（第3の1の（3）関係）

品目名	総出荷量に占める契約栽培の割合				実測値	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	（ 年度）	（ 年度）	（ 年度）	（ 年度）		
	%	%	%	%		
合 計						—

注1：複数の品目に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：備考欄に主な契約先等を記載すること。

注3：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

(2) 対象品目の10a当たりの労働時間の縮減（第3の1の（3）関係）

品目名	10a当たり労働時間				実測値	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	（ 年度）	（ 年度）	（ 年度）	（ 年度）		
	hr	hr	hr	hr		
合 計						—

注1：複数の品目に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4. 事業内容

1. 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容		備考
	生分解性マルチの導入	生分解性マルチの導入による効果等の情報発信	
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

2. 取組詳細

(1) 生分解性マルチの導入（詳細は、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画（変更）一覧表」とおり）

品目	実施時期	具体的な内容		備考
		導入農家数	導入ほ場面積	
		生分解性マルチの使用量（幅・長さ・本数等）		
	年 月		ha	
	年 月			
	年 月			

注1：具体的な内容については、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画」に基づき、導入農家数、導入ほ場面積、導入する生分解性マルチの規格（幅、長さ）、本数等を記載すること。

注2：実績報告の際は、別添「受益農業従事者別の生分解性マルチ導入事業計画（変更）一覧」及びこれに添付する必要書類を添付すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 生分解性マルチの導入による効果等の情報発信

取 組 内 容	実施時期	具体的な内容及び導入効果	備考
(例)リーフレット等の作成	年 月	生分解性マルチの導入に関するリーフレットを○部作成、受益地区内の農業従事者に配付	
	年 月		
	年 月		

注：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 事業実施に必要な推進事務費

実施時期	場所	内容
年 月		
年 月		
年 月		

注：遺言、行を追加して記入すること。

第5. 必要経費

1. 経費の区分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 半分解性マルチ導入の取組	円	円	円	円	
(2) 半分解性マルチの導入による効果等の情報発信					
(3) 推進事務費					
合 計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
且 已 費 金		二	二	二	
そ の 他		二	二	二	
合 計		二	二	二	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付等要綱別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：遺言、行を追加して記入すること。

第6. 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料



(削る。)

別紙様式第2号別添1

都道府県事業計画書（都道府県計画）  
（産地生産基盤パワーアップ事業  
（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうち生産・流通支援））

事業実施年度：                      年度

都道府県名： \_\_\_\_\_



(2) 生産体制合理化実践機械導入

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。  
 注2:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。  
 注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。  
 注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国庫〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

第3 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金		二	二	二	
自己資金		二	二	二	
その他		二	二	二	
合 計		二	二	二	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 円	本年度精算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
出荷作業合理化実践支援					
生産体制合理化実践機械導入		二	二	二	二
新素材活用生産資材の導入		二	二	二	二
合 計		二	二	二	二

注:適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し。
- (2) 別紙様式第2号別添2「取組の概要(個表)」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第2号別添2

**取組の概要（個票）**

事業名	出荷作業合理化実践支援・生産体制合理化実践機械導入・新素材活用生産資材の導入		
事業実施主体名	ポイント		整理番号
事業費	<p style="text-align: right;">_____ 円</p> <p style="text-align: center;">〔 うち国庫補助:            円 〕          自己資金:                    円          その他:                        円</p>		
対象品目			
成果目標			
取組内容			
事業目的との整合性、事業効果			
事業要件			
事業実施主体の適格性等			
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容	取組の有無	適格性
	1. 出荷作業合理化実践支援		
	2. 生産体制合理化実践機械導入		
	3. 新素材活用生産資材の導入		
備考			

注1: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき交付したポイントを記入すること。また、ポイント付与の経緯が分かる資料を提出すること。  
 注2: 「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの多い順に並び替え、採択優先度が高い計画から順に数字を記入すること。  
 注3: 「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

(削る。)

別紙様式第5号別添

**事業実施状況報告書**  
産地生産基盤パワーアップ事業  
(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち生産・流通支援)

事業実施年度： 年度

事業実施状況報告年度： 年度

目標年度： 年度

都道府県名： \_\_\_\_\_

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 出荷作業合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践機械導入

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

(削る。)

3. 新素材活用生産資材の導入

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2. 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうち生産・流通支援)に関する  
事業評価票(総括表)

1. 出荷作業合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2. 生産体制合理化実践機械導入

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

3. 新素材活用生産資材の導入

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の見解
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事が必要により事業計画で定められた方法では評価が困難な場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第1号(別記1別紙4のIIの第5の1の(1)関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))事業実施主体計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIIの第5の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号の別添の事業実施主体計画を添付すること  
2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること  
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること  
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：  
所 属：  
氏 名：  
連絡先：  
E-mail：

(削る。)

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第5の1の（2）関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

<u>事業実施主体名</u> <u>（特認団体名）</u>	<u>代表者氏名</u>	<u>所在地</u>	<u>取組名</u>
<u>特認とする理由</u>			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること  
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること  
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること  
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること  
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

(削る。)

別紙様式第3号(別記1別紙4のIの第4の2の(6)関係)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)) 交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIの第4の2の(6)の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月 且	完了予定年月 且	理由

(削る。)

別紙様式第4号(別記1別紙4のIIの第6の1関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4の第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1号の別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第5号(別記1別紙4のIIの第6の2関係)

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物))の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙4のIIの第6の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号の別添に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第6号（別記1別紙4のⅡの第6の2関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））  
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物））で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

(削る。)

別紙様式第1号別添

**事業実施計画書**  
 (産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)  
 のうち大型加工施設整備)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体: \_\_\_\_\_

所在地: \_\_\_\_\_

1 事業実施主体

エ 事業実施主体名及び代表者

\_\_\_\_\_

イ 事業実施担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

ウ 事業実施担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

2 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために懸念・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる施策について具体的に記載。  
 ※本事業をどのように活用し、どのような効果を目指すのかを具体的に記載。

\_\_\_\_\_

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。  
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がより活用される理由を箇条書きで記載。

\_\_\_\_\_

3 国産原材料を活用した冷凍野菜生産・供給体制

(組織名)	(所在地)	生産量	中間事業量	食品製造事業者	その他

(注1) 冷凍野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

(注2) それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4 生産・供給計画

対象品目	構成員	現状 (〇年)		目標 (〇年)	
		全園芸数量 (t)		全園芸数量 (t)	
		国産野菜 数量 (t)	上	国産野菜 数量 (t)	上
生産量					
中間事業量					
消費量					

5. 生産・採結のフロー図

--

6. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備注
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	t	ha	t	

7. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		
<成果目標ア又はイ関連>					
<成果目標ウから力関連>					

8. 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用途の取得状況	備注
	庄 町 社	ha		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 〔区分、品種、規格、能力 等〕	現状 （〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
				処理量	処理率	処理量	処理率	処理量	処理率
			t	%	t	%	t	%	

〔注1〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

〔注2〕既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量÷目標年度の処理量）の欄には上記に導入する施設の数を、下段に括弧書きで全体施設の数を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 （〇年度）				取組後											
				事業実施年（〇年度）				2年目（〇年度）				3年目（〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

9. 施設の貸付に関する計画（施設主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）。

施設名	貸付農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付		(例) 通常の経営場所 整備点検の実施等

〔注〕貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の開通施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (坪数、畝数等)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 施設)
			3年前（〇年度）		2年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

〔注1〕貸付施設と新設施設の区分については割合欄を添付すること。

〔注2〕「利用率」の欄は、施設の規模・能力（畝数等）に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、機械、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

〔注1〕設計費額、設計費その他の地方費助成費等が必要と認めらるる額を添付すること。

〔注2〕費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

12 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	施設名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の算出し。

対象作物名	現状	取組後					
		1年度 (〇年度)	2年度 (〇年度)	3年度 (〇年度)	4年度 (〇年度)	5年度 (〇年度)	6年度 (〇年度)
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	

○添付書類

- ①経営設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営機材  
⑦収支計算書、⑧高純利計画書（既存施設の高純利化の取組を行う場合）、⑨その他地方費助成費が必要と認めらるる資料等

別紙様式第1号(別記1別紙4のIの第4の1(1)関係)

(新設)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)のうちサプライチェーン強靱化支援)事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙4のIの第4の1(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第1号別添1～4の事業実施計画を添付すること。  
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者:
所 属:
氏 名:
連絡先:
E-mail:

別紙様式第2号（別記1別紙4のIの第4の1（2）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）都道府県計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の1（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式第2号別添1の都道府県計画を添付すること。
  - 2 別紙様式第1号の事業実施計画の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
  - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第4の2（6）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月 日	完了予定年月 日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙4のIの第5の1（1）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出  
について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出  
します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙4のIの第5の1（2）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙4のIの第5の1（2）規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第5号別添に準ずるものとする。）

別紙様式第6号（別記1別紙4のIの第5の2（1）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸  
作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産  
第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（1）の規定に基づき、関係書類を添えて  
提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第7号（別記1別紙4のIの第5の2（2）関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIの第5の2（2）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第7号別添に準ずるものとする。）

（新設）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援）  
（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物）のうちサプライチェーン強靱化支援）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 事業の導入及び取組の経過
2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入/支出×100とする。

(新設)

## 事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）  
のうち加工・業務用野菜産地育成推進（サプライチェーン構築支援）実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体： \_\_\_\_\_

都道府県名・市町村名： \_\_\_\_\_

### 第1 事業実施主体

#### 1 事業実施主体名及び代表者

\_\_\_\_\_

#### 2 事業実施主体の現状

\_\_\_\_\_

注：事業実施主体が関係する地域の野菜生産（栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等）の状況を記載。

#### 3 事業実施担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

#### 4 事業会計担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
TEL  
メールアドレス

第2 事業計画総括表  
1 事業概要等

区 分	事業費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	定額	
(2) 産地事例等調査					定額	
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					定額	
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					定額	
合 計					二	

注1: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。  
注2: 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。  
注3: (1) 生産計画の策定は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目

注: 本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数

注: 本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

注: 対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

2 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標 (第3の1関係)

具体的な内容	品目	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
		基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合 計						

注1: 別紙4の1の第3の1に基づき設定した成果目標を記載。  
注2: 適宜、行を追加して記入すること。  
注3: 目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 生産計画の策定

(1) 生産計画策定のための協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注: 「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) 生産計画の作成

計画の内容	作成部数	備考

2 産地事例等調査

(1) 産地事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 産地事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

3 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

(1) 実需者ニーズ把握のための調査

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) 加工・業務用に適した品種の選定・実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品 目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 (㎡)	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
社				ニ	ニ	

注1：「管理責任者」の欄は、実証に係る責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

(3) 加工・業務用に適した栽培技術の確立に係る実証等

ア 栽培試験の実施

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積 [a]	管理責任者	試験内容	備考
年 月						
年 月						
社				ニ	ニ	

注1:「管理責任者」の欄は、実証に係る責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほ場を設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(4) 加工・業務用適性検査の実施

検査時期	品目	検査内容等	検査人数	備考
年 月				

注1:品目や品種等ごとに記載すること。

(5) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

4 GAP・トレーサビリティシステムの導入

(1) GAP・トレーサビリティシステムの導入に向けた検討会の開催・運営

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注:「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

(2) GAP・トレーサビリティシステムの実践

ア 実践内容

取組	内容	備考

(3) マニュアル等の作成

マニュアルの内容等	作成部数	備考

(4) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

9 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生産計画の策定	円	円	円	円	
(2) 産地事例等調査					
(3) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験					
(4) GAP・トレーサビリティシステムの導入					
会社					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2. 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：交付事業種別記1別紙4の別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。  
 注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書（案）
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

別紙様式第1号別添2

## 事業実施計画書

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち加工・業務用野菜産地育成推進（生産体制合理化実支援））実施状況報告兼評価報告書）

  
  

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体： \_\_\_\_\_

都道府県名・市町村名： \_\_\_\_\_

（新設）

第1 事業実施主体  
1 事業実施主体名及び代表者

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

4 事業会計担当者

フリガナ
氏名
所属部署
職名
所属先住所
TEL
メールアドレス

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
	円	円	円	円		
合 計					＝	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、戻税額がない場合には「該当なし」と、戻税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：事業実施主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 事業対象品目・品種における実需者のニーズ分析

--

3 成果目標

(1) 対象品目の総出荷量に占める契約栽培の割合の増加（第3関係）

品 目	総出荷量に占める契約栽培の割合				実需者	備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度		
	%	%	%	%		
合 計					＝	

(2) 対象品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間の削減（第3関係）

品 目	総出荷量に占める労働時間の割合				備考
	基準年度	1年目	2年目	目標年度	
	%	%	%	%	
合 計					＝

注1：複数の品目等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期		取組の内容
年	月	
年	月	
年	月	

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

取組内容	導入時期	具体的な内容及び導入効果	備考
〔例〕〇〇のリース導入	〇月上旬	〇〇の導入によってとなり、〇〇した際の価値向上につながる。	

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

3 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：適宜、行を追加して記入すること。

注2：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽植管理、収穫等、主要な工程を記載すること。

注3：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

4 加工・業務用野菜への転換の取組

品目	水稲等からの転換による野菜の作付面積				備考
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
	ha	ha	ha	ha	
	うち7品目	うち7品目	うち7品目	うち7品目	
	うち主食用水稲	うち主食用水稲	うち主食用水稲	うち主食用水稲	
合計面積					二

注1：交付等要綱別記1別紙4の別添2の第2の1(2)の加算4を選択する場合は記載すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注4：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。

注5：「うち主食用水稲」欄には、主食用水稲から野菜に転換する面積を記載すること。

4 農業機械のリース導入に係る事項

(1) リース内容

品目名	機械名	仕 理 製造会社名 型 式	台数・面積	機械管理者	保管・設置場所	備 考

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

(2) 導入する機械の規模決定根拠

機械名	リース物件価格	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（取扱価格））を記入すること。

注2：「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を法定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	(円) (年)	備 考
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	リース借受日から〇年間（※2）				(円)	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）					(円)	
リース料助成申請額					(円)	
リース諸費用（消費税抜き）					(円)	
消費税					(円)	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）	①-②-③+④+⑤				(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（採用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2. 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1:交付等要綱別記1別紙4の1別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の提出資料を提出すること。

注2:通算、行を追加して記入すること。

第6. 「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注:「農業分野におけるA1データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7. オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
  整備している(又は整備する見込みである)  整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー  
 (令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)  
 国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社  
 海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt), MASSEY FERGUSON (Valtra), CLAAS KGaA mbH, CNH Industrial N.V.(Case IH, New Holland, Steyr), Deere & Company(John Deere), SDF group(SAFE, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

※ データの連携により自身の農業作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につながることであります。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができません。ご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由が変わる場合がございます。

第8. 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程(案)及び収支予算(又は収支決算)
2. 本事業の一部を外館へ委託する場合は、その委託契約書(案)
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

(新設)

# 事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)  
のうち流通体制合理化整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体: \_\_\_\_\_

都道府県名: \_\_\_\_\_ 市町村名: \_\_\_\_\_

## 第1 事業実施主体

### 1 事業実施主体名及び代表者

\_\_\_\_\_

### 2 事業実施担当者

フリガナ

氏名

所属部署

職名

所属先住所

TEL

メールアドレス

\_\_\_\_\_

### 3 事業会計担当者

フリガナ

氏名

所属部署

職名

所属先住所

TEL

メールアドレス

\_\_\_\_\_

## 4 事業の目的・効果等

### ア 事業の目的

\_\_\_\_\_

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる施策等について具体的に記載。

※本事業などのように活用し、どのような効果を目指すのかを具体的に記載。

### イ 事業により期待される効果

\_\_\_\_\_

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。

※既存の施設がある場合は、既存の施設がより活用される理由を事業に記載。

5. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (〇年度)		目標 (〇年度)		単位
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

6. 事業実施年度の成果目標

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

〔注〕目標設定に係る詳細資料を添付すること。

7. 加工・業務用向け契約取引の推進に関する事項

具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	割合		

〔注1〕交付事業補助金引当額等の別項との算入又は算入を前提とする場合は記載すること。

〔注2〕目標設定に係る詳細資料を添付すること。  
〔注3〕契約取引の数量等取引の進捗は、当該年度で予定する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（例として、取組主体が存在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した比率により、これと算入率とが定まるものとする。

8. 事業実施予定場所等

施設名称	導入予定地	面積	用地の取得状況	備注
	市 郡 村	ha		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象作物 品名	事業内容 〔収分、播種、移植、能力 等〕	現状 〔〇年度〕	施設数					
				事業実施年 (〇年度)		2年度 (〇年度)		3年度 (〇年度)	
				施設数	利用率	施設数	利用率	施設数	利用率
			ha	ha	%	ha	%	ha	%

〔注1〕新設施設の場合、現状値は「-」と記載。

〔注2〕既存施設と併せて使用する場合、取組後の施設数及び利用率（施設後の施設数÷目標年度の施設数）の項には上段に導入する施設の数を、下段に施設数まで全体施設の数を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 (〇年度)				取組後											
				事業実施年 (〇年度)				2年度 (〇年度)				3年度 (〇年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状値は「-」と記載。

ウ. 施設の貸付に関する計画（事業実施年度以外の年に貸付することを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	賃借の役割分担
		〔例〕 〇〇産地組合	〔例〕 年間通じて貸付		〔例〕 産地の専営農協 賠償点検の実施者

〔注〕貸付対象者が法人又は任意連合体の場合は、規約等を添付すること。

10 既存の関連施設の整備状況

対象物件名	施設名	規模・能力 (仕容量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	進捗率 (補助事業を活用した 割合)
			3年前(〇年度)		2年前(〇年度)		前年度(〇年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			㎥	%	㎥	%	㎥	%		

〔注1〕既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。  
 〔注2〕「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

11 事業費

施設名	事業内容 (「工程、施設区分、構造、規格、能力等」)	総事業費 (円)	来(予定)年月日				費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	補助金等	商社等	その他		

〔注1〕設計金額、設計費その他地方農政局長等が必要とする書類を添付すること。  
 〔注2〕費用対効果分析に当たっては、共通7に定める方法で行うこと。

12 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 △±円	うち上限事業費対象事業費△		上限事業費対象事業費△ (上限事業費対象事業内容)	備考
		円	円		

〔注1〕施設名は、共通7に定める施設とする。  
 〔注2〕上限事業費対象事業費△の欄は、共通7に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。  
 〔注3〕上限事業費対象事業費△の欄の下段「上限事業費」は、導入する施設の共通7に定める上限事業費を記入する。  
 〔注4〕上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、運搬費を記入する場合は、荷役、荷積、出荷に係る設備を含むものとする。  
 〔注5〕上限事業費対象事業費助の欄は、補助対象の事業費、消費税、設計費等とする。  
 〔注6〕上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

13 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

14 出荷量及び出荷額の要通し

品目	現状	取組後				
		1年目 (〇年度)	2年目 (〇年度)	3年目 (〇年度)	4年目 (〇年度)	5年目 (〇年度)
		㎥	㎥	㎥	㎥	㎥

〔注1〕交付金要綱別記1別紙4の別添2の第2の2の取組目標3又は取組3を選択する場合は、内数について記載すること。

①添付書類

- ①経営設計書、単独書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配管図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨その他地方農政局長が必要と認める資料等

(新設)

## 事業実施計画書

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物等)  
のうち野菜加工施設整備事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体: \_\_\_\_\_

都道府県名・市町村名: \_\_\_\_\_

**1. 事業実施主体**

ア 事業実施主体名及び代表者

\_\_\_\_\_

イ 事業実施担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
〒番号  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

ウ 事業会計担当者

フリガナ  
氏名  
所属部署  
職名  
所属先住所  
〒番号  
メールアドレス

\_\_\_\_\_

**2. 事業の目的・効果等**

ア 事業の目的

※目標達成のために困難・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。  
※本事業をどのように活用し、どのような成果を期待するかを具体的に記載。

\_\_\_\_\_

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するかを具体的に記載。  
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

\_\_\_\_\_

**3. 国産原材料を活用した加工・業務用野菜生産・供給体制**

組織名	所在地	生産者	中間事業者	食品製造事業者	その他

〔注1〕加工・業務用野菜の原料産地から販売先までの関係組織を記載すること。

〔注2〕それぞれの組織の位置づけられる段階に○を記載すること。但し、事業実施主体は◎とする。

4. 生産・供給計画

対象品目	構成品	現状 (〇年度)		目標 (〇年度)	
		全販売数量 (t)	{うち加工・凍蔵用計数量 (t)}	全販売数量 (t)	{うち加工・凍蔵用計数量 (t)}
		▲		▲	
生産者					
中間業者					
製造者					

5. 生産・供給のフロー図



6. 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (〇年度)		目標 (〇年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

7. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の表え方、検証の方法
	現状値 (〇〇年)	目標値 (〇〇年)	増減又は割合		

8. 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	業種	用途の取組状況	備考
	市 町 村	福祉		

9. 施設利用計画等

ア. 施設利用計画

施設名	対象者 物名 (区分、構造、規模、能力等)	現状 (〇年度)	取組後					
			事業実施年 (〇年度)		2年度 (〇年度)		3年度 (〇年度)	
			取組量	利用率	取組量	利用率	取組量	利用率

〔注1〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

〔注2〕既存施設と併せて使用する場合、取組後の取組量及び利用率(施設の取組量/目標年度の取組量)の欄には上記に導入する施設の取組量、下記に併置させて全体の取組量を記入すること。

イ. 施設収支計画

現状 (〇年度)				取組後											
				事業実施年 (〇年度)				2年度 (〇年度)				3年度 (〇年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

〔注〕新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

ウ. 施設の貸付に関する計画 (取組主体以外の者に貸付することを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	貸付事業戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の表え方	管理の取組分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通して貸付		(例) 通常の収支通算 整備点検の実施等

〔注〕貸付対象者が法人又は任意事業団の場合は、規約等を添付すること。

10. 既存の関連施設の整備状況

対象者物名	施設名	規模・能力 (出賃率、取組量)	過去3カ年の実績						取組年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前 (〇年度)		2年前 (〇年度)		前年度 (〇年度)			
			取組量	利用率	取組量	利用率	取組量	利用率		

〔注1〕既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

〔注2〕「利用率」の欄は、施設の規模・能力(取組量)に対する実績取組量の割合を記入すること。

11. 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)	総事業費					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他			

〔注1〕設計金額、設計費その他の地方費取組費等が必要となる費目を添付すること。

〔注2〕費用対効果分析にかかわっては、共通7)に定める方法で行うこと。

12. 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

13 出荷量及び出荷額の見直し

対象作物名	現状	取組後				
		1年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)	4年度 (○年度)	5年度 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の動力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程  
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局長等が必要と認める資料等

別紙様式第2号別添1

**都道府県事業計画書（都道府県計画）**  
 （産地生産基盤パワーアップ事業  
 （うち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうちサプライチェーン強靱化支援））

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

都道府県名： \_\_\_\_\_

(新設)

第1 本事業と都道府県の園芸作物生産振興方針との整合性

--

第2 事業計画総括表

1 総括表

事業名	事業費	負担区分			備考
		国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
加工・業務用野菜産地育成推進					
サプライチェーン構築支援					
生産体制合理化実践支援					
流通体制合理化整備事業					
野菜加工施設整備事業					
合計					

2 事業概要等

(1) 加工・業務用野菜産地育成推進のうちサプライチェーン構築支援

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
		合計					

注1: 「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2: 「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3: 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4: 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(2) 加工・業務用野菜産地育成推進のうち生産体制合理化実践支援

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(3) 流通体制合理化整備事業

整理 番号	ポイ ント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。

注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(4) 野菜加工施設整備事業

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

注1:「整理番号」欄は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画のポイントの高い順(採択優先順が高い)計画から順に数字を記入すること。  
 注2:「ポイント」欄は、別途の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。  
 注3:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。  
 注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
サプライチェーン構築支援 生産体制合理化実践支援 流通体制合理化整備事業 野菜加工施設整備事業	円	円	円	円	
合 計					

注:適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施計画の写し
- (2) 別紙様式第2号別添2「取組の概要(個表)」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

**取組の概要（個票）**

事業名	サプライチェーン構築支援・生産体制合理化実践支援			
事業実施主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 （ うち国庫補助： 円 自己資金： 円 その他： 円 ）			
対象品目				
成果目標				
取組内容				
事業目的との整合性、事業効果				
事業要件				
事業実施主体の適格性等				
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	1. サプライチェーン構築支援			
2. 生産体制合理化実践支援				
備考				

注1:「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。  
 注2:「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。  
 注3:「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

(新設)

(新設)

## 事業実施状況報告書

産地生産基盤パワーアップ事業

(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)

事業実施年度: \_\_\_\_\_ 年度

事業実施状況報告年度: \_\_\_\_\_ 年度

目標年度: \_\_\_\_\_ 年度

都道府県名: \_\_\_\_\_

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体ごとの別紙様式第1号の事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第7号別添

産地生産基盤パワーアップ事業(うち国産シェア拡大対策(園芸作物)のうちサプライチェーン強靱化支援)に関する  
事業評価表(総括表)

1 サプライチェーン構築支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事(市長)より事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業計画の検証方法及び評価結果のみなす資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

2 生産体制合理化実践支援

事業実施主体名	品目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100) %			

注：都道府県知事(市長)より事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合、代替として使用した事業計画の検証方法及び評価結果のみなす資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

(新設)

3 流通体制合理化整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成率③ %			

注：都道府県知事の承認により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果の分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

4 野菜加工施設整備事業

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成率③ %			

注：都道府県知事の承認により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果の分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の別紙様式第1号の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別紙様式第1号（別記1別紙4のⅡの第2の1関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施計画の提出について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第2の1に基づき、関係書類を添えて提出する。

注：関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

別紙様式第2号（別記1別紙4のⅡの第2の3（1）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

申 請 者 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策  
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の交付決定前着手届の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別  
記1別紙4のⅡの第2の3（1）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手した  
いので届け出ます。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生  
じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい  
ても、意義がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わ  
ないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別紙様式第3号（別記1別紙4のIIの第3の1関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策  
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業実施状況報告

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のIIの第3の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添の実施状況報告書を添付すること。

別紙様式第4号（別記1別紙4のⅡの第3の2（1）関係）

（新設）

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策  
（園芸作物等）のうち需要拡大支援の事業評価報告

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙4のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添を添付すること。

別紙様式第5号（別記1別紙4のⅡの第3の2（2）関係）

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）のうち需要拡大支援事業評価票

事業評価担当課〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（円） 〇〇〇円 （うち国費 〇〇〇円）	総合評価	
				A : 計画以上の成果が見られる	B : 計画どおりの成果が見られる
				C : 計画どおりの成果が見られない	
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a. 成果目標が達成されているか					
b. 計画に即した取組が行われたか					
c. 予算の執行が適正に行われたか、また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

1. 「評価観点ごとの所見」欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
2. 「総合評価」欄には、「評価観点ごとの所見」欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
3. 「総合所見」欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
4. 「事業内容」欄は、事業表地状況報告書に準ずる。
5. 「事業費」欄は決算額を記入する。

(新設)

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）  
のうち需要拡大支援

事業実施計画書

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

申請者名： \_\_\_\_\_

(新設)

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費 円	負担区分		備考
		国庫補助金 円	事業実施主体 円	
(1) 全国協議会の設置・運営				
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組				
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円	円	増		減	
					うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円	円
(1) 全国協議会の設置・運営								
(2) 機運醸成に向けた取組								
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出								
(4) 消費者への需要喚起に向けた取組								

注：実施要領別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部に委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の経緯

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名稱	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加予定人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実業者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ 商談予定件数

参加予定商談会等	参加予定生産者数	参加予定実業者数	商談予定件数	備考

注：事業実施報告においては、商談の議事録（表紙）、出席者名簿を添付すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の 設置予定	調査予定人数	備考
年 月					

2. 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
( 年度 )				
月				
月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。  
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3. 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 (経費の必要性と当該事業の関連性等)
1. 全国協会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4. 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	

共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別記様式第3号別添

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）  
のうち需要拡大支援

## 事業実施報告書

事業実施年度： \_\_\_\_\_ 年度

申請者名： \_\_\_\_\_

(新設)

第1 事業計画総括表

1 事業概要表

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営				
(2) 機運醸成に向けた取組				
(3) 産地と実需者等のマッチング機会の創出				
(4) 消費者への農産物産地に向けた取組				
合計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを返額した場合には「取組額〇〇円うち返金〇〇円」と、返額がない場合には「該当なし」と、消費税が明らかでない場合には「消費税」と記入すること。

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	事業実施による効果	取組時期

第2 事業の目的

--

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 機運醸成に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

開催時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

エ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

オ シンポジウム等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

(3) 産地と実業者等のマッチング機会の創出

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：出席する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、変更ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：出席する検討会ごとに記入すること。

ウ 意見交換会等の開催

開催時期	内容等	参加予定人数・対象	備考
年 月			

エ 展示商談会及び個別商談会等の開催

開催時期	内容等	実業者・生産者名	参加人数・対象	備考
年 月				

オ 商談件数

参加した商談会名	生産者名	実業者名	現在の状況	備考

注1：産地録（若狭）、出席者名簿を添付すること。

注2：現状の状況には、商談中もしくは契約完了を記載すること。

(4) 消費者への需要喚起に向けた取組

ア 検討会等の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会等の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 購買行動の変化に関する調査の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査等に係る機器の設置	調査人数	備考
年 月					

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容			
	全国協議会の設置・運営	機運醸成に向けた取組	産地と実需者等のマッチング機会の創出	消費者への需要喚起に向けた取組
( 年度 )				
月				
月				

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。  
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3. 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内訳	備考 （経費の必要性と当該事業の関連性等）
1. 全国協会の設置・運営			
費目			
2. 機運醸成に向けた取組			
費目			
3. 産地と実需者等のマッチング機会の創出			
費目			
4. 消費者への需要喚起に向けた取組			
費目			
合計			

注：「費目」欄には、実施要領別表2に掲げる費目を記入すること。

4. 事業実施体制

申請者 （事業代表者）	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	

共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	
会計担当者	氏名	
	所属部署	
	職名	
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

別記様式第4号別添

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。  
 なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第3 都道府県事業実施方針の基準

(新設)

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第3 都道府県事業実施方針の基準

本要綱第4第2号ウの別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1～3 (略)

#### 第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2号エの別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1～5 (略)

#### 第5 事業の内容等

1・2 (略)

#### 3 実施期間

(1) 産地パワーアップ計画の実施期間は3年以内とする。

(2) 取組主体事業計画の実施期間は2年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、(1)及び(2)ともに5年以内とする。

#### 4 上限額

産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の1年度当たりの補助金等の上限額は1事業当たり20億円とする。

#### 第6 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1及び2に掲げる場合の取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1及び2に定めるところによるものとする。

本要綱第4第2項第3号の別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1～3 (略)

#### 第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2項第4号の別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1～5 (略)

#### 第5 事業の内容等

1・2 (略)

(新設)

(新設)

#### 第6 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の1から3までに掲げる場合又は取組に係る目標年度は、それぞれ、当該1から3までに定めるところによるものとする。

1・2 (略)  
(削る。)

#### 第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。

2 (略)

別紙2

生産基盤強化対策の事業内容等

#### I 基金事業

1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア～ウ (略)

(2) (略)

1・2 (略)

3 鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の取組については、令和5年度とする。

#### 第17 評価結果の配分基準への反映

1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成度の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。

2 (略)

別紙2

生産基盤強化対策の事業内容等

#### I 基金事業

1～5 (略)

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材及び緑肥（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア～ウ (略)

(2) (略)

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥等の農地施用に要する機械（以下「堆肥散布機械等」という。）のリース導入を行う場合にあつては、リース導入する堆肥散布機械等のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円）を乗じた額と堆肥散布機械等のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

(4) 助成対象経費

助成対象経費は別表2に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア (略)

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械等のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) バイオ炭については、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものとする。また、その入手・使用に当たって

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合にあつては、リース導入する堆肥散布機械のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円）を乗じた額と堆肥散布機械のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

(4) 助成対象経費

助成対象経費は別表2に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア (略)

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ (略)

(5) 事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

(ア)～(エ) (略)

(新設)

は法令違反や不適切な手続がないものとする。

イ～エ (略)

オ (1) のイの土壌分析は、(1) のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、(1) のイの取組については、(1) のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は(1) のイの取組に加え、(1) のウの取組を行うものとする。

カ・キ (略)

ク (4) のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とする。

## II 整備事業 (略)

### 別表 1

生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

#### 1 果樹

補助対象経費	補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり 本数)	補助対象とする 植栽密度の 下限 (10a 当たり 本数)	補助率 (定額補助は 10a 当たり単 価)
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根			

イ～エ (略)

オ (1) のイの土壌分析は、(1) のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、(1) のイの取組については、(1) のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は(1) のイの取組に加え、(1) のエの取組を行うものとする。

カ・キ (略)

(新設)

## II 整備事業 (略)

### 別表 1

生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

#### 1 果樹

補助対象経費	補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり 本数)	補助対象とする 植栽密度の 下限 (10a 当たり 本数)	補助率 (定額補助は 10a 当たり単 価)
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根			

費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1) 省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、 <u>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1</u> に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)

## 2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知）別紙6のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10aあたり単価
--------	----------

費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1) 省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、 <u>持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官通知）の別表2</u> に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)

## 2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙5のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10aあたり単価
--------	----------

1 ~ 7 (略)	(略)
8 有機栽培への <u>転換に必要な資材の導入</u>	100,000円
9 輸出向け栽培体系への <u>転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析</u>	50,000円

3 (略)

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、 <u>堆肥散布機械等のリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別添参考様式2-1号（別記2別紙様式第4号関係）

(略)

2 事業計画

1 ~ 7 (略)	(略)
8 有機栽培への転換	100,000円
9 輸出向け栽培体系への転換	50,000円

3 (略)

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、 <u>堆肥等の散布に直接必要なもののリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別添参考様式2-1号（別記2別紙様式第4号関係）

(略)

2 事業計画

(1) 総括表  
(略)  
(削る。)

(削る。)

(2) (略)

(別添1)

ア 基金事業  
内訳

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別
関係事業長(製造部長、販売部)														
計														

b 生産支援事業  
(略)

(注3) 整備事業の「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地

(1) 総括表  
(略)

(注3) 鹿児島県及び沖縄県の分みつ糖の計画の場合は、下表を作成し、本表は削ること。

(1) 総括表(分みつ糖の計画の場合 <鹿児島県及び沖縄県限定>)

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別
関係事業長(製造部長、販売部)														
計														

(注1) 令和5年度以後の国費欄の額は、同額を補償するものではないことを了承の上、作成すること。

(注2) 鹿児島県及び沖縄県以外は、本表は削ること。

(2) (略)

(別添1)

ア 基金事業  
内訳

a 整備事業														
No.	地区名 支庁名	対象 地域 No.	事業 種別 年度	事業 年度	取組 年度	取組 目標	取組 内容 (主目、副目、補正、補正、地方等)	事業 内容 (内)	終了 年月日	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別	事業 内容 の 種別
関係事業長(製造部長、販売部)														
計														

b 生産支援事業  
(略)

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(略)

(別添2)

イ 整備事業

(略)

No.	地区名	取組 事業名	対象作物 名	取組 種別	事業 実施 年度	取組目標 共通	取組目標 個別	事業内容 (工費、施設費、人件費、肥料等、助成率)	事業費 (円)	完了 年月	事業評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の名称	地域協議会 の名称	推進計画 の名称	備考	目標の 実現可能性
整備事業費（推進計画、取組別）																		
計																		
整備事業費（推進計画、取組別）																		
計																		
合計																		

(略)

(注3) 「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準 においてに定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。

(略)

別添参考様式3-1号（別記2別紙様式第5号関係）

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度  
 都道府県・市町村名 〇〇  
 取組主体名 〇〇  
                   代表者 〇〇

(略)

(別添2)

イ 整備事業

(略)

No.	地区名	取組 事業名	対象作物 名	取組 種別	事業 実施 年度	取組目標 共通	取組目標 個別	事業内容 (工費、施設費、人件費、肥料等、助成率)	事業費 (円)	完了 年月	事業評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の名称	地域協議会 の名称	推進計画 の名称	備考	目標の 実現可能性
整備事業費（推進計画、取組別）																		
計																		
整備事業費（推進計画、取組別）																		
計																		
合計																		

(略)

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の 達成に直接的につながる取組を記載すること。

(略)

別添参考様式3-1号（別記2別紙様式第5号関係）

別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)～〇〇(西暦〇〇)年度  
 都道府県・市町村名 〇〇  
 地域農業再生協議会等名 〇〇  
                   代表者 〇〇

1・2 (略)

3 事業計画 (実績)

(1) 総括表

(略)

(注1)・(注2) (略)

(削る。)

(削る。)

(別添1)

ア 基金事業

内訳

No.	地区名	施設 名称	対象作物 名	施設 種別	事業 種別	目標 年度	実施 年度	事業内容 【土壌、施設改良、機具、肥料、資力等】	事業費				完了 年月日	事後評価 の掲載方法	費用対効果 分析結果	利高等 (O/E)	効果実 績 (O/E)	数値目標 の達成状況	数値目標 の達成 率	地域協議会 への評価	備考	目標の 達成可能性
									(円)	国費	補助金	その他										
計																						

b 生産支援事業

(略)

(注1)・(注2) (略)

1・2 (略)

3 事業計画 (実績)

(1) 総括表

(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 鹿児島県及び沖縄県の分みつ糖の計画の場合は、下表を作成し、本表は削ること。

(1) 総括表 (分みつ糖の計画の場合 <鹿児島県及び沖縄県限定>)

No.	地区名	施設 名称	対象作物 名	施設 種別	事業 種別	目標 年度	実施 年度	事業内容 【土壌、施設改良、機具、肥料、資力等】	事業費				完了 年月日	事後評価 の掲載方法	費用対効果 分析結果	利高等 (O/E)	効果実 績 (O/E)	数値目標 の達成状況	数値目標 の達成 率	地域協議会 への評価	備考	目標の 達成可能性
									(円)	国費	補助金	その他										
計																						

(注1) 令和4(西暦2022)年度以後の国費欄の額は、同額を補償するものではないことを了承の上、作成すること。

(注2) 鹿児島県及び沖縄県以外は、本表は削ること。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

No.	地区名	施設 名称	対象作物 名	施設 種別	事業 種別	目標 年度	実施 年度	事業内容 【土壌、施設改良、機具、肥料、資力等】	事業費				完了 年月日	事後評価 の掲載方法	費用対効果 分析結果	利高等 (O/E)	効果実 績 (O/E)	数値目標 の達成状況	数値目標 の達成 率	地域協議会 への評価	備考	目標の 達成可能性
									(円)	国費	補助金	その他										
計																						

b 生産支援事業

(略)

(注1)・(注2) (略)





共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
(略)	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
(略)	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)
(略)	

(略)	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 都道府県知事（国直接採択事業の場合は市 区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制 の構築等のために特に必要と認める施設等 は、<u>農業振興地域（農業振興地域の整備に関 する法律第6条第1項の規定により指定され た地域とする。以下同じ。）</u>及び生産緑地以 外にも設置できるものとする。</li> <li>・ (略)</li> </ul>
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷 体制の構築等のために特に必要と認める施設 等は、<u>農用地区域及び生産緑地以外にも設置 できるものとする。</u></li> <li>・ (略)</li> </ul>
(略)	(略)

(略)	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、<u>農業振興地域及び生産緑地内</u>で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 都道府県知事（国直接採択事業の場合は<u>市区町村長</u>）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等</li> </ul>

(略)	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、<u>農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）</u>以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、<u>農業振興地域内</u>で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置</li> </ul>

	は、 <u>農業振興地域及び生産緑地</u> 以外にも設置できるものとする。
	・ (略)
(略)	(略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、 <u>農業振興地域及び生産緑地</u>

	できるものとする。なお、当該施設等は、 <u>農用地区域及び生産緑地</u> 以外で生産されたものであっても、 <u>農用地区域及び生産緑地</u> と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
	・ (略)
(略)	(略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略)
(略)	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)
(略)	(略)
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、 <u>農業振興地域</u> 以外にも設置



(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事（<u>国直接採択事業の場合は市区町村長</u>）が特に必要と認める場合にあつては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul>
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（<u>国直接採択事業の場合は市区町村長</u>）が特に必要と認める場合にあつては、<u>農業振興地域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。</p>

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。ただし、<u>農用地区域及び生産緑地</u>と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul>
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、<u>農用地区域及び生産緑地</u>以外にも設置できるものとする。</p>



(略)	
-----	--

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

共通 6

収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県事業計画のうち、複数年計画の取組主体事業計画については、継続事業

(略)	
-----	--

共通 3

産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

共通 6

収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等に承認を受けた都道府県事業計画のうち、複数年計画として承認を受けた取組主体事業計画については、

の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

2～6 (略)

共通 8

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
(略)	(略)														
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	(略)														
	農産物処理加工施設	G1	G2	<u>G4</u>	G5	G6	G7	G8	G9	<u>G10</u>					
	(略)														
(略)	(略)														

(注) (略)

メニュー	産地基幹施設等	類別													
(略)	(略)														
集出荷貯蔵施設等再編利用（注）2	(略)	b1													
	農産物処理加工施設	<u>b1</u>													
	(略)														
(略)	(略)														

(注) 1～3 (略)

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対

継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

2～6 (略)

共通 8

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
(略)	(略)														
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	(略)														
	農産物処理加工施設	G1	G2	<u>G3</u>	G5	G6	G7	G8	G9						
	(略)														
(略)	(略)														

(注) (略)

メニュー	産地基幹施設等	類別													
(略)	(略)														
集出荷貯蔵施設等再編利用（注）2	(略)														
	農産物処理加工施設	<u>b2</u>													
	(略)														
(略)	(略)														

(注) 1～3 (略)

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対

する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

なお、別記2の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合又は受益者が全て新規就農者の場合は、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>..... 5ポイント</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> </ul>			
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く））	（略） A7	・以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（ <u>(1)から(4)までの認定等を受けている農業者の合計</u> ）の割合を1ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有機JAS認定</li> <li>(2) 特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</li> <li>(3) 環境負荷低減事業種別実施計画</li> <li>(4) 特定環境負荷低減事業種別実施計画</li> </ul>	（略）

する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

なお、別記2の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、 <u>各都道府県1事業実施計画</u> に限り、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>..... 5ポイント</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> </ul>			
土地利用型作物（稲（新規需要米を除く））	（略） A7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加	（略）

		50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を 選択した場合は、類別A6の成果目標を選択 することはできない。	
(略)	(略)		
土地利用	(略)		
型作物	(略)	(略)	(略)
(麦)	B10	・麦類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品种」とは、平成20年以 降に育成された麦類の品種(麦	・麦類の新品種の作付面積が全体の作付 面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・ 4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント

		50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を 選択した場合は、類別A6の成果目標を選択 することはできない。	
(略)	(略)		
土地利用	(略)		
型作物	(略)	(略)	(略)
(麦)	B10	・麦類の新品種(今まで作付き られていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5ポイ ント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・麦類の新品種(今まで作付されてい なかった従来品種を除く)の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対して 2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・ 4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント

		類の品種を作付けたことがある 場合にあっては、直近において 作付けされた品種より後に育成 されたものに限る。)をいう。	
土地利用 型作物 (豆類)	(略) C7	(略) ・豆類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5ポイント以上増加。  20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以 降に育成された豆類の品種をい う。	(略) ・豆類の新品種の作付面積が全 体の作付面積に占める割合に対 して5.0%以上。  15.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	(略)	(略)	(略)

		※「新品種」とは、 <u>独立行政法 人や都道府県農試において、平 成20年以降に育成された麦類の 品種をいう。</u>	
土地利用 型作物 (豆類)	(略) C7	(略) ・豆類の新品種(今まで作付さ れていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5ポイ ント以上増加。  20ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント ※「新品種」とは、 <u>独立行政法 人や都道府県農試において、平 成20年以降に育成された豆類の 品種をいう。</u>	(略) ・豆類の新品種(今まで作付さ れていなかった従来品種は除 く)の作付面積が全体の作付面 積に占める割合に対して5.0% 以上。  15.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント
	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・ 地域特産 物(甘味 資源作 物)	(略)	(略)	(略)
	(削 る。)	(削る。)	(削る。)
	G3	(略)	(略)
	G4	(略)	(略)
	G5	(略)	
	G6	(略)	(略)
	G7	(略)	(略)
	(削 る。)	(削る。)	(削る。)

(略)	(略)	(略)	(略)
畑作物・ 地域特産 物(甘味 資源作 物)	(略)	(略)	(略)
	G3	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3.0%上・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.5%上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0%上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.5%上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0%上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	G4	(略)	(略)
	G5	(略)	(略)
	G6	(略)	(略)
	G7	(略)	(略)
	G8	(略)	(略)
	G9	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6 ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・

					5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント	3ポイント
					3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
						1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	G8	(略)	(略)	G10	(略)	(略)
	G9	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント  ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1 ポイント  ・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2%以上 10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3 ポイント	G11	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント  (新設)	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント  (新設)

	<u>9ポイント以上・・・6</u> <u>ポイント</u> <u>4%以上・・・2ポイ</u> <u>ント</u> <u>6ポイント以上・・・4</u> <u>ポイント</u> <u>2%以上・・・1ポイ</u> <u>ント</u> <u>3ポイント以上・・・2</u> <u>ポイント</u>  <u>※ただし、栽培面積のうち、現</u> <u>状のたい肥等有機物の活用面積</u> <u>割合が50%以上の地域にあって</u> <u>は1ポイント以上増加</u> <u>7.5ポイント以上・・・</u> <u>10ポイント</u> <u>6.0ポイント以上・・・</u> <u>8ポイント</u> <u>4.5ポイント以上・・・</u> <u>6ポイント</u> <u>3.0ポイント以上・・・</u> <u>4ポイント</u> <u>1.5ポイント以上・・・</u> <u>2ポイント</u>				
G10	<u>・労働生産性を2%以上向上。</u> <u>(労働生産性＝生産量又は販売</u> <u>額÷労働時間)</u> <u>10%以上・・・10</u>	<u>・労働生産性が過去（複数年平</u> <u>均）と比較して1%以上高い。</u> <u>(労働生産性＝生産量又は販売</u> <u>額÷労働時間)</u>	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)

		ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 8	5%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 6	4%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 4	4ポイント
		ポイント 2%以上・・・・・・・・・・ 2	3%以上・・・・・・・・・・
		ポイント 1%以上・・・・・・・・・・	3ポイント
			2%以上・・・・・・・・・・
			2ポイント
			1%以上・・・・・・・・・・
			1ポイント
(略)	(略)	(略)	(略)
環境保全型農業	N2	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）から（4）までの認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>（1）有機JAS認定</p> <p>（2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</p> <p>（3）環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（4）特定環境負荷低減事業活</p>	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
環境保全型農業	N2	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に 取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物 その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p>	(略)

	<p style="text-align: center;"><u>動実施計画</u></p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の 経営面積のうち環境保全型農業 に取り組む面積（有機JAS認 定又は特別栽培農産物その他の 環境負荷を低減する方法により 栽培される農産物の認証を受け ている面積の合計）の割合を1 ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p>			<p>4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の 経営面積のうち環境保全型農業 に取り組む面積（有機JAS認 定又は特別栽培農産物その他の 環境負荷を低減する方法により 栽培される農産物の認証を受け ている面積の合計）の割合を1 ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・</p> <p>6ポイント</p>	
--	--	--	--	--	--

		10ポイント以上・・・・・・・・	
		4ポイント	
		1ポイント以上・・・・・・・・	
		2ポイント	
(略)	(略)	(略)	(略)
共通	P1	生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を <u>6%</u> 以上削減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※1) 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5の(1)のアの②を設定する場合に選択できるものとする。	(略)
	P2	販売額又は所得額(※)を <u>6%</u> 以上増加。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※) 原則、単位面積当たりの	(略)

		10ポイント以上・・・・・・・・	
		4ポイント	
		1ポイント以上・・・・・・・・	
		2ポイント	
(略)	(略)	(略)	(略)
共通	P1	生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を <u>10%</u> 以上削減。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※1) 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5のアの(1)の②を設定する場合に選択できるものとする。	(略)
	P2	販売額又は所得額(※)を <u>10%</u> 以上増加。 10%以上削減・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・ 6ポイント (※) 原則、単位面積当たりの	(略)

	<p>販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p> <p>※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの②を設定する場合に選択できるものとする。</p>			<p>販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。</p> <p>※成果目標に別記2の第4の5のアの（1）の②を設定する場合に選択できるものとする。</p>	
P3	<p>労働生産性を6%以上向上。 10%以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの⑥を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>労働生産性について、都道府県 平均値より2%以上上回る場 合。 10%以上上回る・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>	P3	<p>労働生産性を10%以上向上。 10%以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント 6%以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5のアの（1）の⑥を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>労働生産性について、都道府県 平均値より2%以上上回る場 合。 10%以上上回る・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・ 4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>

P4	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。 30%以上・・・・・・・・
	30ポイント以上・・・・・・・・	5ポイント
	10ポイント	25%以上・・・・・・・・
	25ポイント以上・・・・・・・・	4ポイント
	8ポイント	20%以上・・・・・・・・
	20ポイント以上・・・・・・・・	3ポイント
	6ポイント	15%以上・・・・・・・・
	15ポイント以上・・・・・・・・	2ポイント
	4ポイント	5%以上・・・・・・・・
	5ポイント以上・・・・・・・・	1ポイント
	2ポイント	※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。
	※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。	
	※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。	

	(新設)	(新設)	(新設)
--	------	------	------

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容
(略)
(略)

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容
(略)
(略)

(略)	(略)
<p>○重点品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。</p> <p>ただし、「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。</p>	<p>○重点品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。</p> <p>ただし、<u>以下の</u>「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。</p>
(略)	(略)
・ (略)	・ (略)
<p>○都道府県加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント</li> </ul> <p>(各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント(北海道にあつては3ポイント)に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。)</p>	<p>○都道府県加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント</li> </ul> <p>(都道府県加算ポイントは、各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント(北海道にあつては3ポイント)に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。)</p>

## 附 則

- 1 この改正は、令和5年12月6日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。